



常陸  
志料

郡郷考

中

ル 4  
5011  
3





門  
號 5011  
卷 3

常陸國郡郷考卷五

河内郡 和名鈔音甲知

水戸

宮本元球仲芳著

按今つらと呼ばる讚岐阿野郡甲知音加久知と同く甲  
浅入聲小用ひしう諸國の河内を皆音加不知加布知なり

本郡を風土記全文ふ

但筑波信太の四至  
小郡名はるのこ

國史國造本紀等も國

造郡司の事や建置の始知りたり蓋信太と同く孝徳の御世

小筑波茨城の二郡と割と置たりと見えたり

按筑波と割たりと云ふを信太郡稲敷の下

風土記と引るより知ふし且信太郡も同く二郡より分まら  
るに其境壤の二郡と隔たりと接續をさるる其間本郡の挿めら  
故かる事疑ひなし郡の名義は全郡子飼川小抱りたりと以たり

四至 風土記小載を以て試よこま浅舉ん小東信太郡南下總常陸之



界葦原西毛野河

真壁筑波小例より  
其實ハ子飼川なり

北筑波郡と云ふ

按風土記筑波

郡四至ハ南河内郡とあるハ其當と得たり信太郡の四至ハ北河内郡とあるハ其郡の全體より西と云へ北と云ひハ大村菅田の二郷あり小就とさるる方位なり

和名鈔郷七

島名郷 今筑波郡島名村是之子飼川の東より筑波川の南小あり

嶋と云ふ處ハ勢の地なきハあり

按今も其近村水堀面野井等の地島名郷の内あり

と云  
えり

河内郷

詳ならん

按今筑波郡足高城中の地ある處一郡名茂負一郡家の地なり郡家ハ必一郡と控制を形

勝の地と占を居りのなきハ後岡見氏の據る城中の地ハ一全郡の中間不在一郷名と思ふ或云今牛久之其近村赤塚梶内

荒植田稲岡東端冗及新治郡花室等皆河内庄なり一と云ふ庄を濫稱おれとも是河内郷なり一証みて赤塚等を其屬村と見えと  
里とこれと牛久之本郡東邊より足高城中の形勢と得たるに及ハ茲且其説ハ河内の名ハ牛久沼の内ふふ因と云ふを益誤  
り河内の名ハ子飼川の内の義  
義なる事ハ疑ふ所なきなり

大山郷

詳ならん

按是そ今の牛久城中の地ある處一本郡ハ關境平曠より唯牛久沼東邊村落岡壠の上小あり

故ハ此名茂負える今近地ハ遠山村と云ふも有りて西田文安文書より遠山郷と見えたるも大山ハ由あり或云絹川子飼川の方より紫足高城中等と遠望をれハ丘阜の上小あり大山と稱はふ不堪たり且徴をふ足らざる書を述と東國戦記ハ大山豊前大山大藏大山庄三大山七郎かと云ふ者牛久岡見氏の麾下にて小張板橋小居ハ事なり今ハ往々此あたりハ大山氏の旧族  
あふ傳會をいことこれと牛久城中の山林の趣をふ及らん

八部郷 今筑波郡矢田部村是之仁徳紀八田皇女の爲ハ八田部と



置一所ふる屋按本國此外小久慈郡那珂郡小郷名あり鹿島郡も矢田部村あり和銅の制ふて

地名二字に限るたる時田の字と省きたると今ハ曰ふ復きり

真幡郷 今筑波郡箕幡村是之本子飼川小瀬を以て水之曲水

之廻の義なるを真幡小作るを水之端の義に通ハしたるもや又

慈郡美和郷も同意あり按諸國ハ箕輪と云ふ地ありと考ふまは皆水之曲の義なるを箕輪真幡ハ同意

寶永地圖ハ猶真輪小作きり

菅田郷 今新治郡上境村是之地小菅田神祠あり按今姿見明神と云ふ説下不見え

り上境を上界とて古河内郡の北界小ありて筑波南條小接し上

游の地なる故小上境とハ呼ひしと拾葉鈔黒子亮尊小作るも亦証

そ一

大村郷 今新治郡大村是之風土記ハ信太郡ハ筑波茨城二郡と割

と置たりと云ふ小其地の茨城小連接する地なまを本郷と菅田

との二郷北小横たよりて茨城信太の間と隔る故なり按此郷早信太庄

小併たりと小田孝朝應安五年鐘識小信太庄大村縣崇源寺とあり

此鐘後古内清音寺の物とあり又并澤筆記ハ載る大般若經與

書ハ大永七年丁未七月晦日信太庄大村郷酒井新右衛門尉藤原

次家と見えたり經を何所の處に藏する小東寺文書小據ても

元徳の頃大村より矢作 此地文祿小信太郡となり延寶の頃より

新治郡小改む

右七郷今島名八部真幡の三郷及詳からざる蓋河内一郷合四郷ハ筑



波郡とあり菅田大村の二郷を新治郡に入ふ本郡不遺まるハ唯其

名詳をらぬ蓋大山一郷のこをり按弘安勘文小大井小莖鷲柄羽原岡見蒲田四田文安文書小遠山郷白河

興國文書小馴馬馴馬寶塔寺多寶塔識弘治二年ハ河内郡馴馬をありて其地皆牛久沼の東ふあり古本郡東邊の地なり今を却て西邊となまき鷲柄を今の稗柄村を居る

式外贈位神祠

菅田神 上境村小按今姿見明神と誤稱以鬼澤大海日社ハ古額の歌うも係りあ繁其歌ををうの神

三代實錄仁和三年五月十六日己丑正六位上菅田神授從五

位下按姓氏錄菅田首天久斯麻比止都命之後也これ此祠ハ天

命之子とありハ茂城奇目比止都神殘祭神階ハ明應十年ハ正三位ある國造り同族の神なり神階ハ明應十年ハ正三位ある説上ハ

庄沼

大井庄 弘安作田勘文嘉元田文並云大井庄七十二丁一段これ本

郡の大井村庄の本郷按勘文此大井庄より上ハ又大井四丁一段六十歩あり家を重複より四丁

何世誰人の置ある庄なり云ハ公領小て其餘

牛久沼 文祿地圖より太田沼と注今筑波郡太田村其西ハあふ故の名今ハ沼

の東邊牛久若柴等官道か後を注還の行旅牛久の方より此沼と

下瞰を俗と以て牛久の名成負ひて見えたり此沼長南北二里

小及ハ廣東西半里小越申南ハ若柴遠山牛久城中東ハ天寶喜高

寄小莖若栗菅間の數村より兩派の上流ありて西派を矢田部の



西東派ハ矢田部の東より出く皆此沼小歸云其兩派の間小上下  
岩崎房内境松の四村りりて今も河内郡小隸云沼の西栗山太田  
足高城中上下萱場彌左衛門新田等ハ今皆筑波郡なり其下流と  
疏して今河内郡龍崎東南の田小灌按風土記葦原の地  
成壑關より處なり

傳馬

兵部式云傳馬河内郡五疋 本國の傳馬あふ本郡の按厩牧令  
小傳馬每

郡五疋とありきと式も至ては傳馬置る原國多し令驛馬條は使  
稀之處國司量置不必須足とありて驛馬とくも大路廿疋中路十  
疋小路五疋の定數不及ハさふ處多し  
本郡ハ下總於賦驛被續紀  
相馬郡  
於賦驛和名鈿意部とある地は同一の原べし清宮秀堅曰葛飾郡  
井上驛より此里程成以と推せハ今相馬郡大井村を原べし將門

記小以相馬郡大井津号為京大津とあるも舟と馬との  
便よとれるかる處に於保の大井となき原ハ其例多し  
の地小達を原の衝ふる故小本郡も置きてそれより信太郡榛谷  
驛も達より見えたり

常陸國郡郷考卷五 終







病身故爰改角枯號黑前山黑坂命之輸輜車發黑前之山到日高見之

國華具儀赤旗青幡交雜飄揚雲飛虹張瑩野耀路時人謂之幡齋國後

世言便稱信太國按黑坂命時代知多歌ハ多珂之其郡今黒坂村あり村中の高山と豎破山と云ふ是古角枯山

と見えり信太は官驛にまゝ官道茂歷り歸葬をあり是信太の名義之叔上の河内會津二人

の内何まゝ郡司とをまけん續紀延暦五年十月丁丑信太郡大領

外正六位上物部志太連太成以私物周百姓急授外從五位下九年十

二月庚戌授大成外從五位上養老七年三月戊子信太郡人物部國依

改賜信太連姓なごあまを皆同姓おれり二人後をふべし

四至 風土記云東信太流海南榎浦西毛野河北河内郡按此四至を西南二方誤

まゝり榎浦ハ即榎浦之津便置驛家ともありて今江戸崎之流海本郡の内東條と下條との間ふさふさ小野川の下流茂受く東條を其浦と踰る南ふあり其地小稲敷朝夷小野高田乘濱の五郷はれハ榎浦を南界とらふ南界を下總と界を葦原の地なり稲敷條參見をべし風土記鈔本なきとも稲敷乘濱二郷の故事と存せり且和名鈔本郡十四郷なを風土記の七百戸と昭合して建郡の始と増減なり西毛野川も是亦誤く本郡の西ハ河内郡ありと直小毛野川は達をへりらに西北河内郡と云ふ處一真壁郡の類なり大概を擧たりとせんも餘りに程遠き地かり故は南西二方を誤なきとハ云ふ

和名鈔鄉十四

大野郷 按攝津島上郡新野音甬比夜伊勢員辨郡野摩音也末の類

小と於保也と訓今大谷村是なり一郡内小野郷あると以

多其文字と對用を播磨揖保郡大宅を音於保也介して小宅



を音古伊倍かゝに似たり 按鹿島物忌治承元年六月文書信太庄大谷郷又此村西福寺郷口識貞和五年

十月常陸國信太庄大谷郷東光寺又盛囊抄引ける常陸國記は採大谷村之大榛本伐造鼓亦伐造琴俗謂比佐頭とあるも今村中  
ふより山と云ふ所あり此地名をせよ云へ大谷と作る  
るも早くより東光寺も西福寺の旧名なりと云ふ

高来郷 今竹来村是之 新治郡竹島條 東寺文書元徳巳小竹来と作る

按總社治承二年文書三村竹来社と云ふ事なり  
三村郷小高来社と寫し祭まゝありふや 風土記ハ後不出  
きり

小野郷 今河内郡小野寺内二村是之 今逢善寺領と小野と稱し其  
餘地と寺内と云ふ是小野の

朝夷郷 今河内郡根本村ふらとひふと云ふ地あり是郷名の遺之

按此地あたり朝日氏あり此地岡壠連続と東南面一最朝陽  
小向なる伐以て名を得ふふもや駿河安房等小同名の郷あり  
其地の形勢を  
いま考へて

高田郷 今河内郡高田村是之地小高田明神の祠あり 按熊野權現  
といふ今神

領三百石因て考ふふ中世の習本郷の地にハ必屬村と共小祭  
まゝ一祠ありと大宮と唱ふ多々其郷名成負と其明神と稱  
ふ行方郡の大生明神播明神の類とせ  
と高田明神も中世此郷の大宮を承傳

子方郷 今大形村是之古渡圓密院文書 應永廿五年 大方郷とある證云

庵 按子方を早くより大改めあり音の小と通ふと嫌ひと大  
小改免又冬大伐偶然小改たる類地名諸國枚舉と違あ  
らふ特此地  
のなるに

志萬郷 今嶋田村かゝるべし 那珂郡志萬郷  
も今嶋田村と此地小野川とそひて榎



浦の上流小あり地勢新治郡高嶋と類按地名の文字短うと後より字と増加

えぬ所地も諸方小多し

中家郷 詳ならん 按若や中村其遺稱よりあらざる大岩田村に中臺中内小松村中臺上高津村中坪かと云

ふ所あるを其屬村なり故とも思ふ大和法隆寺古苗の裡小常陸國信太郡中家郷戸主大伴部羊調布進納天平勝寶八年十月とあり云ふを賦役令小凡調布具註國郡里戸主姓名年月日とらめぬ合公續紀天平八年五月詔諸國調布長二丈八尺闊一尺九寸といふ小櫃を其裡伐量るに其潤果して今六尺の量かると云ふ古物此考古小益あるハ豈唯一端のこあらんや

島津郷 今嶋津村是之此地本郡下條の内なり 本郡と上下條東條と三條小分り事

圓密院文書に見ゆ 流海の渡津かる故の名なり風土記云郡北十里碓井古

老曰大足日子天皇景行幸浮島之帳宮無水供御即遣下者訪占所

穿之今存雄栗之村 按景行紀五十三年天皇倭武の薨と追慕し其旧功の地と見んとて八月伊勢より東海道小

幸給ひ一時の事かる處本郡の倭武經歷の地なる事ハ後小見えたり 此郡ハ信太郷と云ふなり

信太より北十里 今一里半餘 今馬掛大山かと云ふ村もて本郷

小屬と地勢之是本郡の極北なり其以北ハ流海之大山村高

隴の上今土人岡平と呼ひて長者宅趾なりと云ふ所あり 今人居人

か地中多と敗瓦なり古 其地ハ清泉あり方一步は過ぐして湧

出る事間斷か 土人其泉とふくと呼ぶ水の湧出る聲より名付たりと見ゆ 風土記の方位里

數小櫃を推考すハ此泉ハ即碓井もて大山村ハ雄栗之村なる事

知る處僻地をれたる人の問ふ者もふくて竟小古名とも失ひ



按大山の北涯小清水との所もありて居民懸崖より寛茂架  
の家常此用とを家處あり皆泉より土人相傳と其長者の  
名と生田長者満盛と云ふさまを満盛ハ水守の記より供御とふ  
るある水守を故小守戸と置るる後富有とありと長者とも呼  
ぶと云ふや 此處より供御の水と浮嶋小輸送とん小咫尺の舟  
運ふれハ甚便なり

来里と其方位と轉して擧げるとも思ふ處 按此長者屋敷も驛  
其徴なるもたつにそ後と定めりや  
されと上の驛馬の條も記し考ふ備ふ

信太郷 今信太村ふして郡名ふる々郡家の地へ出雲風土記楯縫

郡楯縫郷即屬郡家の例とて郡家よりて郷の事とも兼ぶる

乘濱郷 今河内郡神宮寺是 按中世一郷の内小大宮とのふ茂建  
て屬村と共小祭を俗あり其大宮

小必神宮寺ありて六供僧附屬なり本國の内大氏然あり本郷  
も今鎮守ハ幡宮其大宮ありて神宮寺ハ其社僧を多し事明らけ

郷名と早く失ひしや烟田文書 延元三年北畠准后の此地小籠城給

ひし時神宮寺城と稱より風土記云倭武天皇巡行海邊至于乘濱

于時濱浦之上多乾海苔 原註俗  
白乃理 由是名能理波麻之村 原云已下略  
之○按濱浦

之上ハ今の古渡馬渡等の地の土 又云乘濱里有浮島村原注長二  
人神宮寺此屬村ありし傳ふ

百四面絶海山野交錯戸一十五烟里七八町餘所居百姓火鹽為業

而在九社言行謹諱 原云以下略之○按今ハ流海の口淤塞して大  
湖せあり淡水小變りたれと海苔茂生し塩と

燒く事ハなり島東北洲と生し長一里餘の地とあり人家二百  
軒あり半農半漁と業とせり地の長さ町に量りし例を續紀  
天應元年三月小見えたり在九社とハ鳥と九社ありて其靈異  
伐懼を言行と謹諱と云ふふや今嶋の鎮守ハ南と立寄明神北と



小島明神と云ふ大國主少彦名氏祭るといふ古社とも見え云別  
小高阜の上小姫宮と稱すは祠あり昔ハ流海より火輪飛出て必  
此祠成經と飛行きりと云 ことと和歌も多し信太の浮嶋と詠せし  
ふ此外ふる今神祠なり

所して保元小藤原教長の流され平治志太先生義廣り逃ま

保元平治物語 皆此地なり

稻敷郷 今河内郡八代村是之風土記云風俗諺曰葦原鹿其味若爛

喫異山空矢常陸下總二國大獵無可絶盡也其里西飯名社此即筑

波岳所有飯名神之別屬也ことハ本郷の殘簡より葦原ハ今龍崎

より東南常陸下總小分隸する谷原領と稱し廣莫なる新田數十

村の開墾せし時の名ふて二國の界もある地なり成以て二

國の人乃獵き之今八代村は稻塚と呼ぶ塚あり 其所成稻塚  
坪といふ今

稻塚 小稻荷成祭ま  
原々未俗の誤なり 土人は成筑波山とも云ふこれを稻塚ハ飯名

塚の約な原と知魚一収其飯名神の敷地ある成以て飯名の稻小

轉とも小從ひと稻敷となり後又社の義もて八代と改稱せしを

原 按別府文書本郡人屋代彦七常信あり此地の人ハ  
地ハ古墟なり天正中まて八代氏居たりといふ 本郷ハ

下總相馬郡於賦驛より河内郡の南小く 兵部式  
傳馬 榛谷と達を

一官道おれを和歌も詠せり 次郎百首稻敷やきとも田井ふ  
ぬか鴨のうきまぬんくまひつち

生ふより扶木集喜多院入道二品のとこ侘つともうて幾夜成

過ぬらんを寐なすをぬ稻敷里按ひつちハ稻刈一後再生を  
る禾孫の 筑波別屬の神ある成見まハ此邊其初筑波郡と割たる  
事なり



所なる屋

按飯名ハ何如不了神もや今筑波攝社ハ稻村權現也云ふらあり是も其神を詳よとさ托とも其稱ハ稍相

似たり

阿祢郷

祢彌誤

按古書彌と祢不作る因く注々祢に誤る

神名帳阿彌神社の地あり

今阿見村是之

按今阿見と竹来とふ界一々流海ハ瀨ノ原迫戸と云ふ村あり是代々うぬと呼ふ戸ハ津とて二郷

の間不換まると津と云ふ義らとの村名あり

驛家

按出雲風土記小例云ハ榛谷驛家と題す

今羽賀村是之兵部式云常陸國驛馬

榛谷五正風土記云榎浦之津便置驛家東海大道常陸路頭所以傳

驛使等初將臨國先洗口手東面而拜香嶋之大神然後得入也原云已下

略之○按榎浦々今江戸寄々和名鈔榎音衣戸ハ津をさして江戸寄とかりなるを將門記不良兼々水守に赴けり事と自上總國武射

郡之少道到著於下總國香取郡之神前自版渡著常陸國信太郡寄前津とらるを神寄より舟より江戸崎ハ渡り驛馬の便ともうて水守不達とす不や但寄字ハ誤なるを少道ハ小路と同一百練鈔櫛寄少道源平盛衰記樋口畠少路龍少路と云ら今本郡の内羽賀江戸寄より西北の吉原久野島田福田諸村の原野中ハ松の並木處處小たりと土人鎌倉海道と唱ふ一一條此路あり是古羽賀りの官道もや此二書少々榛谷ハ羽賀なる代知を羽賀ハ江戸寄の西ハ並ひて共ハ榎浦の北涯ハ臨め且羽賀の西隣君山村ハ

長者宅跡なる是驛長少々亦古驛の確證なり按本國古驛の地曾祢安侯平津河

内雄薩藤島等皆長者屋敷なり石川久徴曰長者屋敷ハ何きの驛も遠きを壹里近きハ半里小ありと大小然る長者ハ鹿牧令云凡驛各置長一人取驛戸内家口富幹事者為之一置以後悉令長仕これ代々の役も家も富きたると見え何きの驛長々宅跡も敗瓦巨石の類多々一々倉庫も多々繁盛なりし様見申物も見えたる青墓橋本等の長々要路の役ハ當まハ其富も亦益厚なり



驛長と長者と稱するハ東鑑弘長元年小早馬事長者事と次てた  
及即驛長と多其文にも富盛驕傲の様成載り又奥津文書小駿  
河國高部郷奥津郷内公文名事略建武四年五月廿日平盛平押奥  
津長者殿又駿河國符長者申免田壹町五段國役以下公事等事被  
免許之由所候也仍執達如件康永二八月十  
八日平盛平押こを驛長小與一文書なり 叔此驛家かれとも前

小も云ふ如く七百戸と十四小分ちて一郷五十戸の所管あれを  
持し驛家のこ小分ちらさうし  
按和名鈔延喜式々大氏同時の  
書も二書諸國驛家の出入あ

泉の鈔ハ郷成主と一式ハ驛  
馬成主と一異同あるなり

石十四郷阿彌高來志萬大野島津信太子方驛家の八郷のこ是今本  
郡の地もて 中家を詳からさきと蓋  
猶本郡の内よあ係る 小野朝夷高田乘濱稻敷の五

郷ハ今河内郡小入る弘安勘文ふ本郡と信太東信太庄二行し舉

より東ハ東條之文治の頃大掾族東條氏榎浦以南五郷小據と太田  
も居る此五郷南なきとも一郡小とりてを東なる故尔東條と稱せ

圓密院永和五年文書小々又榎浦以北成二分し上下二條と云

按上條村を其遺して大率其村なりと  
上下小分ちし之筑波郡北條も亦同

神名帳信太郡二座並

楯縫神社 今木原村あり 按島津郷を係り一社傳は彦狹知命成  
祭る又齋主命と祭るとも云ふ彦狹知

命楯成作るを神代紀古語拾遺に見申出雲風土記意宇郡楯縫郷  
條小布都怒志命之天石楯縫直給之故云楯縫とある齋主命の  
故事之又其楯縫郡條を天御鳥命成も楯縫と稱云神階々仁壽  
元年正六位上成諸神と同一く授けられんハ貞觀寛平と除き  
明應十年小從三位  
な泉一詳からば



阿彌神社 今阿見村小川原 按社傳小豊城入彦命成祭る姓氏録云大網君豊城入彦命六世孫下野君奈良弟真若君之後也、こま子孫の名に因り社號とす、豊城入彦命の茨城國造の祖なきを此地に祭る、みや式出雲風土記共小神門郡同名の神あり、猶能考ふ、  
庵、神階此事上小同し

風土記古祠

高来祠 今竹来村小川原 風土記云從此雄以西高来里古老曰天地

權輿草木言語之時自天降来神名、普都大神、巡行葦原中津之國、和

平山河荒梗之類、大神化道已畢、心存歸天、隨身器仗、原注俗曰伊門乃門惠 甲

戈楯劍及所執玉珪、悉皆脱履留置此地、即乘白雲還上昇蒼昊、原云已下

略之、口中、の字ハ西野宣明の本小從ふ、按其村中楯ぬき山と云ふもあり、今を相殿三神と稱す、竹来三社と稱す、又一年村中雷電のふ

地の荒榛茂開墾を象とて宮居の趾の礎石儼存とて、茂見て其事を罷たりと云ふ、雷の名は、楯ハ武甕槌天兒屋根の二神とも、後小配祭せ、  
圓密院永和元年信太庄上条寺社供僧等言上状、小就中木原竹来兩社者庄内第一之惣廟也、とあり、其頃も崇奉ハ怠とら

按惣廟とも總社と同義小や、さりし、總社の事ハ茨城郡小あり

庄牧川

信太庄 弘安勘文嘉元田文共、信太庄六百二十丁、本庄四百十丁、加納二百二十丁

とあり、て外小地名、かま上下二條全、庄となす、故ふる、庵

鹿島物忌治承元年文書、信太庄大谷郷あり、其先已小庄とあり、

菅谷系圖茂も、参考とす、東鑑文治四年八條院御領あり、後後宇多法皇御領



目錄に載るる御傳領ありしに多文保二年正月ふ至り東寺御

寄附ありし事東寺文書に明之其文書敷通の内嘉曆四年ハ

埴郷若栗飯岡郷安戸按地未詳元徳二年ハ上唐呂按唐字未詳竹來青谷戸

按今青宿初崎按今鳩嶋高井郷又上高井郷下高井郷按別府文書諸岡系圖此地ありと城地

今其處天作郷茂呂郷下大村按今新治等の地の事あり又冥塚

般若寺建治元年鐘識も信太庄と記を多此庄境域甚廣く古河内郡

小跨りたる様往々見えり庄ハ郡界は拘らぬとあり此庄司を紀氏もて

紀八郎貞頼より宗房まで四代職あり因り信太氏と稱ふ菅谷系圖

按鹿島物忌治承文書大谷郷の事は已ふ紀氏あり後小田氏も服屬より按東鑑文治四年八月八田知家郎

從小庄司香取宮應安海夫註文小ふつとの津一方小田知行分一方吉原知行分あり

んちりの津小田知行分とあり古渡按今東條古渡信太古渡とて對岸小と同名の二村あり一方と云ふ

を此時より同名と見ゆ櫻雲記に吉原源藏人あり侍ハ同時の人か

まハ其知行もや郡中ハ吉原あり知行も安中ハ據ハ東條

と吉原信太浅小安中按木原以東皆庄内なれど此頃を小田氏地

頭之東寺文書嘉曆四年ハ其庄雜掌と定祐と云ふ圓密院文書曆

應の頃高播磨守師冬下條と知行ハ其眼代と右衛門入道といふ

按姓名と夫ふ入道ハ等身の毘沙門あり且其近地小宅趾を以て土手構あり貞和三年ハ給主小見野

六郎あり觀應三年四月小佐倉の地を寄つる記親經あり按記紀誤信太氏

應安二年六月山内左衛門入道道政あり應永ハ至り土岐左馬



助秀成入道常瑞信太庄惣政所と稱し江戸寄の城小居る其廿五

年又佐倉郷文書に庄主玄航とあり按道政玄航並其人詳ならず

信太牧 兵部式常陸國信太馬牧を新千載集大納言朝光常陸なる

をのゝはさの露草のうへハ駒のそとをありけりとある

小掬々本郡小野郷の地なり按其地丘隴の上より水は乏しけきを放牧に宜しうらすされハ牧地

ハ必稲敷の方より接続したる葦原卑濕の所なりちりちりふる所露草を月草とも云ふ漢名鴨跖草とて下濕を蔓延する食物をまき

此歌不ても葦原なる事知らる黒川春村曰歌ハうつゝ花ハうつゝ鞍をいひつゝさきたるさうしハ詠あり

小野川 此川小川おきとも兩源あり西源ハ今河内郡小野崎大沼

等より起る故小野川と云ふ東流し今官道の楮子西大和田

東の間と絶し泉島田西東 小至る東源ハ郡中乙戸の邊より出つ

最細流之 荒川沖の西小一亦官道と絶し又野島田東西 の間をて兩

派合とあり按此東源ハ中世上板橋西 浅過て松山

北伊佐津南の間をて榎浦を入る是東條との界之別府文書曆應四年

屋代彦七常信と武藏の兵と先導して伊佐度を渡り東條と攻と

るを此伊佐津あり



常陸國郡考卷七

茨城郡

水戸

宮本元球仲笏 著

風土記云、古老曰、昔在國巢、原注、俗曰都知久母、又曰夜都賀波岐。按國巢ハ國柙ハ同一注ハ土ともリハ末脛

山之佐伯野之佐伯、按佐伯ハ景行紀ハ據ハ謹譚の義、  
フテ土豪の勢威ありし者を云ハ普置掘土窟、

常穴居、有人來、則入窟而竄之、其人去、更出郊以遊之、狼性、梟情、鼠窺、掠

盜、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黑坂命、伺候出遊之時、以茨棘塞

施穴内、即縱騎兵、急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸土窟、盡擊茨棘、刺傷

終疾死散、故取茨棘以著縣名、原注、所謂茨城郡、今存那珂郡之西、古者郡家所置、即茨城郡内、風俗諺曰、水依茨

城之國、按縣ハ上小筑波之縣ともありて郡を云ハ注ハ和名鈔茨城那珂二郡ハ茨城郡あり由を知るハ其故ハ此茨城ハ古茨城



郡郡家小て今ハ那珂郡小入り其西邊小ある云ふなり是後國府と置一茨城郷ハ此頃已に那珂郡小入たる地の名を移と也色川三中曰水依る水よりうま又云或曰山之佐伯野之佐伯自為賊長らきことありて枕詞を

引率徒衆横行國中、大為劫殺、時黑坂命規滅此賊、以茨城造所以地名

便謂茨城焉、原註茨城國造初祖天津多祈許呂命、仕息長帶比賣天皇之朝、當至品、太天皇之誕時、多祈許呂命有子八人、中男筑

波使主、茨城湯坐連等之初祖也、○注多祈許呂ハ神后八子ハ應神の時といふなり國造本紀小師長國造意富鷲意彌須惠國造大布日意

彌馬久田國造深河意彌石背國造建彌依米菊多國造屋王刀彌岐開國造宇佐比刀彌合六人並建許呂の子と次周防國造加米乃意美茨

城同祖といふは是も其一人より筑波使主と共小八人の數小合とり是郡名小兩説あり按茨城の城ハ古事記の

稻城垂仁紀積稻作城小同國造本紀云茨城國造輕島豐明朝御世應天津彦根命

孫筑紫刀禰定賜國造といふハ筑波使主と同人なるにや按古事記云天津彦

根命者額田部湯坐連茨城國造等之遠祖姓氏錄云三枝部連額田部湯坐連同祖天津彦根命十四世孫建已呂命之後也奄智造同神十四世孫建凝命之後也高市縣主天津彦根十二世孫建許呂命之後也茨木造天津彦根命之後者不見の類參考十一十四十二ハ何より誤

一姓氏錄云茨城造豐城入彦命之後也風土記行方郡條小難波長柄豐

前大宮馭宇天皇孝德之世茨城國造小乙下壬生連麻呂なといふを見

五ハ國造も一族小ハあり

四至 風土記云東香島郡南佐礼流海按流海ハ風土記信太流海、浦流海、行方海とありて當

時總稱なり和名鈔本郡佐賀郷ありて今坂村と云ふ其地南邊流海小臨む處なれハ佐礼ハ佐賀の誤なり事疑なり今も流海を總

稱して霞浦と云ふハ風土記行方郡の地名より廣よりたる稱なまとも浦ハ江海邊曰浦又大水育小口別通曰浦の二義より古稱

ハ能くさなり或云佐礼ハ佐我西筑波山北那珂郡



和名鈔郷十八

夷針郷 今新治郡泉村是なり一上總夷瀧郡と同字例なり 按夷瀧

安閑紀國造本紀並伊甚小作ら出雲風土記伊自美神社ハ式の伊甚神社之古事記傳伊自牟國造の解も夷針伊自牟同一と云今泉村の近村大増小山鯨岡等の土人ハ井白郷上曾ハ伊字名郷なりと云ふ何きもいハミの訛まる也

山前郷 今新治郡山寄村是く此地皆山のさき小家居すゆを以て

名を得たり中世宗戸孫族山尾氏此地小居たるも其地勢より氏ととり

城上郡 今木部村是なり一と云ふ 按和名鈔甲斐阿波讚岐並小井上音井乃倍なりさまと其地安候と近き小過たり或云茨城の上の義ならん小其地勢をなえり下總海上郡同名此郷あり今ハ香取郡小入本郷村と云

島田郷 今島田村是く此郷東酒沼小臨之北小鶴川より南小流あり 其流小堤より因て地名と云 按加倉井妙徳寺康正元年棟札小酒沼小入る 城田と何る田と同しく助語小似たり

佐賀郷 今新治郡坂村是く本郡南邊岡阜連續の地小て流海小臨之 按上四至佐礼流海の踏涉小登降多故小名成得たり 下小も説と擧とり

大幡郡 今新治郡小幡村是く於乎の混用より小幡とたりし 安弘

勘文總社文保文書 並已小幡小作る 土人唱えておつと云ふ 下總香取郡大門村 土人ねつりやと呼

同 小 湘山星移集鎌倉大草紙旅宿問答等に常陸人越幡六郎と何



るハ小田知重ク子小幡太郎光重の後小て此地小居る奥羽永慶  
軍記驛路鞭影記追畑小作ヲ關東古戦録乙畑小作り真言宗血脉  
押幡小作まろハ皆此地之

生國郷 國圍誤今小曾納村是古訓園と園生と云ふ萬葉小も見  
えり因て曾納の字を用ひり

茨城郡 今新治郡平村むらと云ふ地なり故府の地なるを傳ふ  
是風土記の時已小那珂郡小入たる舊郷の地名茨城と移して此  
地の郷名とて遺稱とて一國の中央ふて四通八達の境なる故  
小國府を置こくに今小府中と呼こくに按和名鈔國府在茨城郡  
此地なり東鑑建保

二年四月小常陸國府中間之事稅所延元文書府中石岡城鹿  
島永享富有注文府中寶藏寺なとあまを府中の稱も年々稅所

延應元年文書小古國府西殿本島こ云ふ文は其頃府趾を島  
となりしこ按總社正安二年文書小留守所御館跡南半分并久松  
名公田とあまを留守所も亦島となす將門記天

慶二年十一月將門を為小國府燒亡其後東鑑治承四年十一月  
小源頼朝國府小館を佐竹を攻らまなまを其廢墟となり  
頼朝以後の 弘安勘文在庁名田の内稻久加茨城定とあるハ茨

城も一所の小地名となりし風土記云從郡茨城西南近有河謂  
信筑之川源出自筑波之山從西流東歷郡中按郡家入高濱之海原

以下又云夫此地者高濱芳菲嘉辰揺落涼候命駕而向乘舟以游春則  
浦花千彩秋是岸葉百色聞鶯歌於野頭覽舞鶴於渚干社魚嬢逐



濱洲以輻湊商豎農夫掉舫艇而往來况乎三夏熱朝九陽蒸爓嘯友  
率僕並坐濱曲騁望海中濤氣稍扇避暑者祛鬱陶之煩岡陰徐傾追  
涼者軫歡然之意詠歌云多賀波麻爾支與須留奈彌乃意支都奈彌  
與須止毛與良志古良爾志與良波又曰多  
賀波麻乃志多賀是佐夜久伊毛乎古比門麻止伊波波  
夜志古止賣志門毛按九陽楚辭文選不見乞とり信筑と萬葉  
小師付筑波山の歌上の騰  
波江の下山あり東鑑建保  
六年小志筑とあり其川を末に詳  
なると當時高濱府下の地とて遊人も亦多うとあり

田舎郷 舍余誤餘省文とて今新治郡玉里村是なり風土記云郡東  
十里桑原岳按和名鈔訓  
岡小同し昔倭武天皇停留岳上進奉御膳時令水部  
新掘清井出泉淨香飲喫尤好勅曰能滄水哉原法與久多麻  
禮留彌津可奈由是里

名田餘とて郷名の由なり按鹿島文曆二年神供用途目錄小竹原  
郷十三石桑山郷十三石大枝郷十三石

次第とて桑山を桑原の名残なり一其故ハ竹原ハ玉里の北  
より大枝ハ今玉里村中水いと呼ぶ地なり香取應安海夫注  
文小大枝津又大とこの津大せう知行鹿島康永目錄小大枝田木  
谷田餘弘安勘文嘉元田文とも小大枝田余と次てたり是桑山の  
桑原なり其証なり古くハ田餘田余とあり一在天正十五年江戸  
重通此地より鹿島大宮司一贈る状小始て自玉里と書たり  
今其村鎮守大宮の後小玉乃井と稱す古井より靈泉とて猥り  
小人を窺然許さばこも其清井なり一其餘村中小名水と  
て六井ありと云ふ

小見郷 今新治郡小見村是に其名ハ麻績の義なり按下總香  
取郡小見  
村を和名鈔海上郡 弘安勘文小北郡瓦屋太田小見片岡宇治會沼  
麻績郷なりと云ふ  
田 按瓦屋ハ今河原谷 並一列せる數村を其郷小屬とて地を  
沼田ハ今野田と云ふ



拜師郷 今新治郡上林下林の二村是之拜師ハ林の義なる由ハ出  
雲風土記小見えり按地名ハ二字と定まりし時の制なり

石間郷 今岩間上郷岩間下郷の二村是之按此地ハ宍戸家周々孫

岩間太郎知宗地頭として其子彦四郎胤知興國二年七月北郡新

城の戦官軍として戦死し事其系圖小載たり按鹿島永享富有注文ハ龍等彈正

少弼知行

安飾郷 今新治郡安食村是之按和名鈔近江犬上郡安食式阿自岐神社あり其鎮守大宮

應永十年鰐口識小常州南野庄安食郷と記とり按香取應安海夫

注文安食大宮縁起等小據ハ此地ハ小田時知の子安食越中守盛

知地頭として其子兵部少輔知房小傳按鹿島富有注文ハ安食郷彌次郎梶原五郎知行と

何多彌次郎ハ知房の後クミキ永享七年小至テハ梶原ク知行の地

白河郷 遊方名所畧云元禄中著茨城郡白川黒川兩般流也或云黒川畔

川也流入田地畔也黒畔和訓近按是元禄頃より白河の稱あり因小考るハ本郡の川ハ志筑大

益小鶴三流の外ハ獨今巴川と稱るハ一派あるハ是即白川にして安侯の驛道ハ

是白河也今巴川の上流小伝郷として其本郷ハ部室片倉の

あたり小もやいらん長門本平家物語富士川軍の段平家より多

氣義幹の使と捕え關東の様と問ハ答小常陸國白河より此方を



野も山も皆軍勢にて候とありて此郷官道ふりて人の耳目

少りし地なり 按常陸ハ陸奥の誤ならんこととされ 巴川の

源兩派あり西派を岩間村より發し部室片倉柴高 此間小古驛路あり

諸村を経て東流は是名所畧小云ふ白川なふり東派を西郷地

按此村名小因ても其西 の西より出て下座兩谷茂過て南流す是

黒川々此二派世樂 按畑田文書瀨落小作る 生井澤の間にて合流

下吉影青柳諸村ふりて屈曲して巴川の名有り茨城行方鹿

島三郡の今乃界とを東行して行方郡串挽鹿島郡當寄の間より

北浦 鹿島行方二郡 小入る西郷地より来る一派ハ最細流小

鹿島行方二郡界の流海也

て恰畔川と云ふ 按陸奥白河黒河郡名有り下野那須郡黒川

ハ今の黒羽根と見ゆきを黒埴の義小

て名を得たり或云石を古くりとも云黒川ハく里川之石川

之又和名抄澤瀉奈萬井の名小據ハ生井澤ハ澤瀉の生を澤

安候郷 今上安古下安古二村是之此地郷を以て驛を無たり驛路

上行方郡曾禰と受て下那珂郡河内小達以後紀弘仁二年十月暫

く其驛を廢せし又兵部式小安候二疋 按鹿島永享富有

安子郷平内三郎龍崎彈正少弼知行 注文小兵戸庄内

と有り平内三郎ハ富有人の名なり

大津郷 今新治郡大堤村是之大津ハ船舶集會の地也稱なり 近江

郡大津難波大津の類ハ齊明紀筑紫 此郷流海の上流ふて佐賀の

大津浦ハ筑前博多の浦なりと云ふ

西小有り對岸ハ信太郡島津郷なり昔土浦城なき時諸方より舟



船輻湊と事想像す按文祿四年佐竹義久知行目録小ハ本郷と稱一筑波郡小隸と大堤となりたるも其後之隣地戸寄も大津寄の畧なる哉知る一府中土人古道の傳説も前小舉たり此地より上陸をまハ何如小も今の平村よりハ南小出る便なる一

立花郷 今行方郡羽生八木蔭等の地是之鎮守橘明神あり若舎人

元徳三年 文書北自宮脇橋江行大道と云ふ四至の文あり若舎人郷ハ中世今の捨

木若海等の地此稱小此地承安二年常陸介高階經仲後白河帝の親臣より平

清盛小點あり鹿島宮小寄られを治承中源頼朝再ハ寄附あり

て永く神領となり其社大祓巫中臣氏羽生小居て今小其地を氏

ととゞ經仲已下の事ハ東鑑及鹿島大禰互文書小見ゆ按此郷風土記小據

ハ大益河より東小て行方小隸すまに風土記の後小立たる郷たりもや其名を載せし且今本郡小屬するハ風土記の後郡界をも改め一事ありと見えたり

田籠郷 今新治郡柿岡村小接する高友と云ふ地是之籠古訓加多

萬神代卷無目籠又無目堅間所謂堅間是今之竹籠也古事記無目勝間和歌小ハ玉勝間ともありなまハ太加多

萬と唱え一在中世田子共と稱一總社治承三年文書二鳥居田子

共郷其供役の地之弘安勘文嘉元田文並云北郡内柿岡三丁九段田子共

四十四丁五段按柿岡小十數倍する地なるも其本郷たる是少ても知る一税所永享中の注文

小柿岡河俣上曾吉生田子共柿岡高倉沼田此六所令進候とあり

々田子共ハ柿岡の分小て事濟たれハこを除去して六所と數え



たゞふて此頃を已小村岡小入と見えたり

按境域の興衰其地主の權勢小因

る者多し小田系圖ハ田知家ヲ七子小田十郎時家村岡の地頭  
小田鑪倉引付衆より評定衆となり子孫代々其職を襲は故小村  
岡遂小本郷となり之近代稻葉氏瀧川氏等  
諸侯の治所を置たるも其故資小據なるなり

右十八郷今佐賀大幡茨城田余安飭大津小見夷針田籠山前拜師十

一郷々新治郡となり立花一郷ハ行方郡小入る島田石間白河安侯

生園城上の六郷の古本郡の地小て那珂郡吉田入野安賀常石全

隈日下部志萬阿波芳賀石上鹿島茨城八部洗井十四郷

中世那珂西郡と稱せり

地々と合とて今茨城郡なり

神名帳茨城郡三座

並小

夷針神社

詳なら

按夷針を泉を説上小あり今新治郡泉村小  
御朱印二石五牛頭天王祠三石の愛宕權現あり

り愛宕ハ香火盛なり此二祠の内何ま々式社なりと云ふさ  
まに祭神ハ其舊を失ひ一なる一或云上曾鯨岡等井白郷なり  
いと云ふ夷針の訛を云ふ其郷  
中を云ふ今足尾權現是なる一

羽梨山神社

今岩間村小あり

按社記云木花開耶姫命を祭る相傳  
ふ昔此山櫻多く花時満山雪の如し

因て花白と云ふと羽梨と訛る一又一云筑波ハ満山松樅叢生  
をる故小葉山茂山と云ふ此山樹なきを以て葉なると云ふとさ  
まに筑波小對して其稱を拾葉抄空戸峯山熊野三所權現勸進  
疏あり文龜中本社荒廢して熊野權現と合祀せり疏を其時の物  
之古山上小社あり今ハ舊地よりを八丁程下りて平地あり御  
朱印七石別當を不動院熊野社領ハ五石別當ハ普賢院と云ふ永  
慶軍記小田の兵羽梨新六  
あるハ此地の人を云ふ

三代實録貞觀十二年八月廿八日戊  
申、授從五位下羽梨神從五位上、仁和元年九月七日戊子、授從五位



上羽梨神正五位下按神階ハ明應小正二位なる

主石神社 今鹿島郡大和田村小

按大和田村ハ今本郡下吉影村と巴河を隔て、對岸の地

なり今巴河郡界とを其地本郡たるを疑ふ人もあり是と行方郡當麻之此河東岸小あまは古ハ此川郡界小今ハ當麻も鹿島小隸一巴河も下吉影より漕運の為小疏開して廣びり之を當然此郡界と見ゆとを元禄已後漕河となり後の見かりさ此ハ大和田も文禄已前々本郡の地なる事疑ひなり此社宇下小大石よりて近年に長すと云ふ 文徳實録嘉

祥三年六月己酉詔主玉神列官社三代實録貞觀三年九月廿三日

甲午授從五位下主玉神從五位上按兩實録並主玉とあるハ神名帳の誤りや且文徳の原文ハ詔

鴨大神御子神主玉神とありて二社同時小官社たるを記せり崇神紀小據ハ神主主玉とありさ小似たり神階ハ明應小從二位なる

式外贈位神祠及舊社

村上神 今新治郡染谷村龍神山の祠之其山染谷村上二村の上小

跨まふと以て世小村上龍神山とも云ふ按山上小二大石ありて龍門君門と名つく其下

洞穴深さ測るより龍神山の名ある由なる 三代實録仁和元年九月七日戊子授從

五位下村上神從五位上按神階ハ明應小從二位なる

總社 今府中古城の後小り故趾古國分屋寺りし屋寺原

こ云ふり大掾詮國其城を築も後鎮守の為小移し祭り

按社中治承三年文書より吉田筑波靜稻田大國玉をく國中式社を舞殿等あり配祭七一様小見えたり惜哉其首闕損して全ら五畿内志小總社の事を載て傳云國府必建社有事於國內官社國司率僚屬先修典禮於此其儀猶京師神祇官とあり



るを何きよりの傳を多や詳ならささとも此殘闕の文書小校する  
 不總社と一國の式社を總祭と一社の稱なり一其創立の  
 年代ハ知る小由なきとも神護景雲元年春日社を建て貞觀元  
 年石清水宮を建一類もあまハ其世近きあたり小諸國よても其  
 國內の式社を國庁の近地小合祭一拜祭小便せしならん備後國  
 志津高郡市場村總社條小寶龜項の鎮座と傳ふとあり其傳果一  
 て信ならハ春日を祀せると年代畧近し今國小よりてハ六所宮  
 と云ふもの國府小遺りて總社と稱せざる國もあり其六所の  
 祭神もこりくの説ありて一定を畢竟總社と六此社其始ハ何  
 所と國小因てハ其制同一うらさりと見えたり

如りらん中世よりハ鹿島の攝社して康永二年鹿島神領田牧  
 注文小總社七十六町六反大と載たり且此社人清原治詮寶徳二  
 年七月鹿島大官司中臣則廣より權禰宏職小補せられし任符按  
 僭稱之外小斤官より五位職小補と一状もあり及文和三年鹿島御  
 皆職の字を加えたるハ猶憚る所あるなり

船祭用途目録等とも社中小蔵より因て思ふ小本社ハ鹿島神宮

ふて式社とも合祀と按東鑑を檢する小國廳の總社

練鈔小も法成寺總社蓮花王院總社行願寺總社をとり伊弉類  
 則云百練鈔小蓮花王院總社の神號を並擧たるを見よ皇國の  
 神と蕃神とを合祭する故小寺院鎮護の社をも總社と云ふ稱を  
 同くせよとも其實ハ異なり鎮守も北山鈔小鎮守明神位階封戸  
 事の一條ありて必寺院鎮護の稱してハなきと東鑑伊豆國願  
 成就院鎮守百練鈔東大寺鎮守なくあると上の一所の總社と同  
 寺院鎮護の祠と云ふ氏神  
 又ハ宇夫須奈小同しあり

庄 私稱郡 川

南野庄 後宇多院御領目録云廳分常陸國南野牧按廳分とハ院廳の料りと弘

安勘文小南野牧千百九十一丁九段大嘉元田文小ハ南庄六百五



十丁と載たり

按是して庄牧五小稱を知らし一勘文より田數少きハ庄中の地茂又別小舉た社ハたゞ朝野羣

載小田牧の稱あり愚管鈔小大舎人允宗親大岡判官時頼とて五位尉小なりて頼盛入道り許小多年仕えて駿河國大岡の牧と云ふ所を知らざるもあるも牧庄五小稱南野牧南庄ハ茨城郡の

南地より原野多き故の稱なり一安食村大宮鰐口應識南野庄

安食郷鹿島永富有注文南庄安食郷安倉郷石河郷香取應海夫注

文南野庄柏寄津大光禪師語録觀南野庄高岡郷應文書南野

庄藤澤郷大蟲和尚語集永南野庄善應寺真鍋小ありなりあり小て其

地の大概を知り一按藤澤を筑波郡の屬地なる一これと庄小ハ入一小や

小鶴庄 弘安勘文嘉元田文並云小鶴庄四百丁今小鶴村其本郷之

領家知る一りり

按畑田應永州三年文書小鶴修理亮あり其項の地頭なり行方郡玉造村

天龍寺鐘應永丁丑八月十二日

識常州小鶴庄北□□堂天王宮鐘二字ハ鐘と遷とる

時小鑿滅一たるなり鎌倉志小應永三年十二月足利義滿常陸小鶴庄を圓

覺寺正續院寄附状より永享富有注文小ハ安戸庄内とあり

已小其庄小入一下小

見ゆ

安戸庄 弘安勘文嘉元田文稅所切手員數等に庄名なきハ領家ハ

己一地小ハあらまして小田族安戸家政今太田町平町の地小居

り其地舊名を以て安戸氏と稱するより其所領の地を濫小庄と

稱と一なゆ一應一木文書永安戸庄山尾郷手越村詳筑波潤朝

茨城 廿



申状

享德

宍戸庄内泉城富有注文

永享

宍戸庄内岩間郷阿子郷

今安住

吉郷

志多利柳郷

地詳な

下土師郷山尾小鶴郷住吉村天王祠鱒口

文明十

三年 識宍戸庄住吉住人太郎次郎拾葉鈔宍戸庄峯山羽梨の類

皆庄内の地名なり

南郡

東鑑養和元年小此稱より弘安勘文嘉元田文小據ハ國府と

も小茨城郡を二分して其南をふと南郡と云ふ二書の目ハ南野

牧

田文

小河志筑大枝

今五里

田木谷小井戸野寺野田竹原田余上

吉影下吉影荒張

今新治

大谷土田高濱田

古今

塩橋

今

市河松延

今成

井小

入國分寺府郡分在廳名恒安佐谷稻久石光稻貞米吉石宗香丸稻

國元久稻富延吉恒岡別名ハ福真三郎丸大橋弓削今竹原柴高子

野代

今詳な

石岡

府中の南城

勅免地を橘國分寺と云南郡之按在

巴下ハ皆其職田の小地名して今府中の市中に香丸の名存とる  
のミ其餘を地詳ならハ稲米の名所多うハ在庁官の豊熟を  
祝むる意より其名と云人多うハ在其職田の名とハなす  
なりハ國分寺を重出とハ上ハ勅免地と今別とハなる

北郡

東鑑建久元年小此稱より勘文田文の目ハ河俣大多良今大

柳岡菅間

今須釜

上曾田子共

今高

瓦谷

今河

吉生大増尾

今大

太田小

瓦

今小

高倉片岡金差

今金

林村上片野沼田

今野

青田横山尻

今失

小幡こを皆國府以北の地なり

信筑川

風土記前小出たり萬葉師付小作東鑑已後志筑小作



按此地古城趾あり下河邊政義子志津久三郎行幹地頭  
 といへ子孫居城一小田氏小附屬に其系圖及諸書小見ゆ  
 筑波山東  
 北小指る一脉連亘して此地に至り此川ふて其脈を絶たり風土  
 記源の筑波山より出る由残云々其露零よりなせる川と云  
 ふもや何らんされと此川ハ郡中大増<sup>東</sup>狸内<sup>西</sup>の間より源を發  
 して東流して小見中戸より来る小流を納き宇治會<sup>東</sup>小倉<sup>西</sup>の間  
 を經て柳岡の東を過き是より高友川と呼ふ又南行して浦須小  
 至り山寄より来る小流を東より納き八重長堀金指の北より  
 小倉の西より来る小流と納き向町<sup>西</sup>根小屋<sup>東</sup>の間ふて吉生の  
 方より西来す小流茂納き川俣の北を經て下志筑の東小出て

市川<sup>西</sup>府中<sup>東</sup>の間を行く又別小一源ありて筑波郡澤邊今泉よ  
 り起り北流して本郡小入り佐谷<sup>北</sup>稻吉<sup>南</sup>の間を過き野寺の南  
 小至り中津川の西より合流して三村<sup>西</sup>高濱<sup>東</sup>の間より流海小歸  
 して凡小流を納きもの五派されとも其流深三尺廣二三丈小過  
 きて高友より下流纔小小舟の漕運と通は此地は萬葉のまな  
 らす師付の田井<sup>新後拾遺</sup>志保の森<sup>新後撰現</sup>つくの山<sup>夫木集</sup>  
 ふとて多く和歌小よる

大益河 風土記行方郡小より此川源と今新治郡成井小發今茨  
 城郡羽鳥花野井の西を歴て大谷小至る<sup>南郡</sup>因て古大谷川の名



所り東鑑治承四年佐竹義政を殺す大谷橋も其川小架一とる故の

名を糾とも後其名伐失つ大谷一今新治郡村上の方より西

来より小流を納き一南流一天正頃を滑一是より新治茨城

二郡の界となす竹原東大橋西の間小て驛路を横絶一小井戸西

川戸東を過て新治郡玉里川中子西行方郡小河東の間を南流一

流海小歸一按小河も此川より地名とと一を依一此川今を其

土記輯を折一事伐載一と今を流海より一大谷ハ即大益一て風

土記小を茨城行方二郡の界を糾とも和名鈔ハ立花郷本郡小何

まを此川を其郷の西小何りて郡界小あらぬ風土記の後和名鈔

まての間郡界の變革ありと見えたり今又却て風土記の舊小

復たり一按風土記行方郡ハ全く存す糾とも和名鈔の郷小校一

り立花も風土記小見えさるる其後立一係郷を多一其

白川 上白川郷の條小載たり

附録 孝子

三代實録貞觀四年五月丁丑茨城郡倅囚吉美侯酒田麻呂進位三

階以孝於父母也按原倅作徭

常陸國郡郷考卷七 終



常陸國郡鄉考卷八  
 行方郡  
 水戸  
 宮本元球仲笏 著

常陸國郡鄉考卷八

行方郡

水戸

宮本元球仲笏 著

風土記云、古老曰、難波長柄豐前大宮馭宇天皇孝德之世、癸丑年白雉四年、茨

城國造小乙下、壬生連麻呂、那珂國造大建、壬生直夫子等、按孝德紀三年、制七色十

三階之冠、七曰建武、天智紀三年、增換冠、倍階名、其冠有廿六階、自大織至大建、小建、大建、小建、建武と二ツ小分たる、當時のまゝな

此ハ追稱之、請惣領高向大夫中臣幡織田大夫等、割茨城地八里、那珂地七

里合七百餘戶、別置郡家、按合七百餘戶、小據て那珂地七里の五字を補ふ、所以稱行方郡者、倭

武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即幸槻野之清水、臨水洗手、

以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井、更廻車駕、幸現原之丘、供奉御膳、



于時天皇顧侍從曰、停輿徘徊、舉目騁望、山阿海曲、參差委蛇、峯頭浮雲、

谿腹擁霧、物色可憐、鄉體甚愛、可此地名稱行細者、後世追迹、猶號行

方原注風俗、謂曰立兩零行方之國、○按建郡郡名の義なり按行

風俗下諺と補ふ立兩ハ訓詳ならず又列してふ一々免小轉細くくちと約信太小例を述ハ郡領

多壬生氏なり

四至 風土記云、東南並流海、北茨城郡、按南の下西字を補ふハ一本

和名鈔鄉十六及餘戸按建郡の始七百餘戸有り、之十四郷と餘戸

文なる小其郷と載たる十二郷小止、了て荒原ハ幸現原之丘の文

何れとも井上高家八代三郷ハ其影響もな、さきハ七百戸ハ六

百戸の誤、て荒原井上等四郷ハ風土記の後置たる小也

提賀郷 今手賀村是之風土記云、自郡行西北提賀里、古有佐伯、名手

鹿、為其人居、追著里、北在香島神子之社、社周山野地沃、草木推栗竹

茅之類多生、按香島神子社ハ今玉造村鎮守大宮なる、一今ハ鹿

島神茂祭、社ノ四周島とな、一も地沃小因て、其

方位と北と云弘安勘文嘉元田文共小巳小手賀に作、了税所切手

員數手賀郷之按此地ハ行方景幹、孫玉造幹政、次子手

賀政家地頭、て子孫天正の末に亡ひたり小高郷 今小高村是之風土記云、郡南七里男高里、古有佐伯小高、為

居處、國宰當麻大夫時所築池、今存路東、自池西山、猪猿大住、艸木密、

南有鯨岡、上古之時、海鯨匍匐而來、所卧、即有栗家池、為其栗大、以為

池、名北有香取神子之社也、いよ村中小大小の池三所あり其一ハ



大を土人呼て名むす池と云ふ池中怪物有りとして人こまをむる 當麻大夫

築々ものふる一池の邊も今ハ大栗樹を共小往還の路

より東に何皇鯨岡ハ土人今鯨塚と云ふ形ち大魚の如一路東

三町許小所按香取神子社今詳ならず若くハ接隣四六村鎮守

側高社をさる由なりと云ふ此地ハ行方景幹ノ嫡子小高太郎為幹地頭小

て子孫相續きた天正の末に至る

藝都郷 今化蕪沼藝都の轉訛ふして其遺稱の存ざる地ハ荒沼あり故不

沼沼風土記云從是當以南藝津里古有國栖曰寸津毗古寸津毗賣

二人其寸津毗古當天皇倭武之幸違命背化甚无肅敬爰抽御劔登時

斬滅於是寸津毗賣懼悚心愁表舉白幡迎道拜天皇矜降恩旨放免

其房更廻乘輿幸小拔野之頓宮寸津毗賣引率姉妹信竭心力不避

風雨朝夕供奉天皇款其慙懃慈惠所以此野謂宇流波斯之小野按長

隨彦長髓比賣等の例ふて寸津毗古寸津毗賣を兄弟其戸内より寸津毗賣一房ハ獨り放免ありなり 化蕪沼ハ

當麻の南より又其南を小貫村即小拔野の地なりハ四面の原

野ハ宇流波斯之小野なるも亦疑ふ所なり按弘安勘文嘉元田文

武家私領の地とふりてあり

大生郷 今大生村是之風土記云從此田以南相鹿大生里古老曰倭

武天皇坐相鹿丘前宮此時膳炊屋舎構立浦濱編船作橋通御在所



取大炊之義名大生之村

按辨字書舟帷又舟行也恐解誤桴同伊能類則曰大炊の大生となりたるハふひ

の通ハハ植生ハハハふひなるをハふと呼ふの類なり 郷中に釜谷村ありたるこの海北派

此地ふて一大灣となり本郷と相鹿との間ハあり此村相鹿の岡

乃對岸ふして大生郷の浦濱を往ハ膳炊屋舎の地よて竈屋の義

を以て名とせし事知る按香取應安海夫注文ハハ村名數千

歳の故事と存と休も亦希觀の事なき

當鹿郷 鹿麻誤風土記今鹿島郡當間村是之風土記云自郡東北十

五里當麻之郷古老曰倭武天皇巡行過于此郷有佐伯曰鳥日子縁

其逆命隨便畧殺即幸屋形野之頓宮車駕所經之道狹地淺深取惡

路之義謂之當麻

原注俗曰多支多支斯。按古事記景行卷倭建命曰今吾足不得步成當藝斯形故號其地謂當藝也

こまハ美濃故事之和名鈔施又枕和語多伊之とあるの義ハや紀

ハ謂路迂曲者為哆嗜智と見ゆ神名ハ多藝志耳命有り大和多

藝麻の地後多 野之土埔然生紫草有香島香取二神子之社其周山

伊麻と云ふ 野櫟柞栗柴往往成林猪猴狼多住

按紫草ハ今野生あり神子社ハ村中鎮守是なるハ今鹿島

香取の神を祭る屋形野ハ今其名を失ハ近地皆原野なまハ何處

なりとも定れり北隣ハ鳥巢村有り畑田寶徳文書ハ鳥巢

と書たり鳥日子 此地早く天王寺領となる朱印縁起食封三百烟

の内常陸國行方郡當摩郷伍拾烟と載たり

按縁起ハ卯歳とあるハ推古帝三年より

まハ郡郷の制ハなき時なるハりく載とハ其書實作の一証な

ま共寛弘四年ハ金堂より探出たる書と云ハ其先ハ天王寺

領とな 弘安勘文嘉元田文も共ハ行方郡當麻郷之文祿より鹿



島郡小隸を

按烟田文書天福二年小塔摩河とあり、今の巴川と云ふ文祿拾地の前、兩郡界ハ塔寄ニ鉾田との

間と以て界と一巴川ハ郡界ハあらす此塔摩小作るも塔寄ハ當麻寄なるを知る一且此川上流小主石神社ありて今河東

鹿島郡ふるも古茨城郡不属と一地小一此川郡界ハ何らさる事明らうニ猶茨城郡白河郷及主石神社等の條參見せし

逢賀郷

今根小屋村岡平村等の地是

按根小屋ハ古城地の稱小て諸國小多一此地ハ常葉

義政ハ後相賀氏となりて天正の末まで居城と村中相賀山龍翔寺岡平村相賀山持福寺あるハ皆郷名の遺ニ今岡岡平根小屋

宇寄四村と岡四郷と云ふ是必古郷の地なり近年大生村の地を分て大賀村と名付一ハ此地名を遷と一なまとも舊地とまうひ

易風土記相鹿小作

大生郷條

又云又倭武天皇之后大橋比賣自倭降

來參遇此地故謂安布賀

原云行方郡分不畧之○今風土記鈔本小て每郡二三條小過以獨本郡のニ此注ありて全文今和名鈔郷名順次のまゝに其文を每郷小分配する

故小最末の文、小出たり原書の順次ハ行方を首として板來

まで西邊を叙一又東邊當麻より大生相賀小至て終る其次第八側の○中の數を見て知る一是郷名の義ニ後

大賀

鹿島大稱互乾元二年文書

相賀

同上嘉元四年文書

小作風土記の形勢を考まハ

今岡平村藥師堂

即別當持福寺

の地丘前宮の舊趾小して高く流海の灣

小枕ニ釜谷の濱より供膳淺搬送と一事千載の上殘想像して目

擊とる如

井上郷 今井上村是

按和名鈔河内國井上甲斐國井上並訓村中井乃倍今この地ハあるのう一と呼り

人居より下方流海小近き水田の間小方丈餘より旱澇小増減

を有る清泉あり郷名と此井小由る一此井思ふ小風土記の五

清井小て初行方里之中なりしを風土記の後新小郷を立る小其



地を割て其井小就て郷名とハなるたふ多し一因て行方北隣  
の郷之且此地よりハ現原又便路なり

高家郷 今武田五郷と稱する是之此郷亦風土記の後小建よりなる

なり弘安勘文武家小作<sub>建武三年</sub>畑田<sub>文書武井小作</sub>按鹿島郡高家郷も今武

井村 後甲斐武田氏族七郎五郎信久始て此地小居り子孫其氏を

以て地名を改む其家譜小見えたり 按鹿島大称互文和中文書武田武部大夫高信又遠江守と

も稱する此地の地頭之香取應安海夫注文小も鳴田津武田知行とある文安應安の頃武田氏已小地頭なり但高信の系ハ詳

ならず

麻生郡 今麻生村是之風土記云麻生里古昔麻生于渚沫之涯圍如

大竹長餘一丈周里有山椎栗榧櫟生猪猴栖住其野出筋馬<sub>飛鳥</sub>

淨御原大宮臨軒天皇<sub>武天</sub>之世同郡大生里建部表許呂命得此野馬

獻於朝廷所謂行方之馬或云茨城之里馬非也 按沐字詳なり筋

名鈔有枝曰貉無枝曰角とある小據ハ扶桑畧記天 弘安勘文嘉元

智天皇七年五月常陸國進白雉及生角馬の類之 田文鹿島康永田牧注文共小島並郷と並列一舉たる其地亦本

郷を割て置るなり 按此地行方景幹三子麻生三郎家幹地頭として居城あり子孫天正の半小至

亡ふ 八代郷 其音其地とも詳ならず 按古事記孝元卷波多八代宿祢

代互小書より三代實録屋代小作り皆訓や一と和名鈔肥後八

代郡訓夜豆志呂甲斐八代郡訓夜豆之呂郷也都之呂其餘下總印



幡郡八代伯耆久米郡八代訓をし、又屋代ハ諸國とも訓を、印  
 幡郡ハ今八代村より其地ハ麻賀多神社あり本國今河内郡八代  
 村ハ風土記飯名神小因て名つけ、地多ク、備陽國志備中下  
 道郡八代村を式三輪神社の地、此三所ハ皆社の義と見ゆ本郡  
 ハ顯名、神社なけ、訓ハ夜豆志呂なり、小や何とも所傳  
 なく、且本郡ハ境域狭く、郷數多きを其屬村なり、と思ふ  
 も大氏一郷數村小過、弘安勘文嘉元田文小古郷香澄道田藝  
 都八代板來、逢賀曾稱、ふく、新名の島寄、島並、若舍人、藤井、木田  
 見、船子、小牧、延方、八郷、阿多、其新郷島並、八古麻生の屬、若舍人ハ今  
 檢木若海の地、荒原の屬、藤井、行方の屬、木田見ハ香澄の地、  
 船子ハ井上の屬、小牧ハ道田の地、延方ハ板來の屬と見ゆ、と獨  
 島寄ハ何郷小屬と考ふる所なり、因て思ふ、此八代ハ島寄  
 の古名、小を、あらさる、若然ら、今茂木堀、内赤津筑地等皆其屬  
 なる、中世武士居住の地、其始ハ郡家小據り、郡名を氏と、其  
 別宗小宗ハ郷小據て、郷名を氏と、類多きを、此島寄も八代  
 の名改まり、郷名は行方景幹二子島寄次郎高幹、其地頭とな  
 り、島寄氏を稱せる、ふらん、此地今山野の地、其名地勢、小か  
 な、いさる、如くなき、と香取應安海夫注文、小板來津島寄津牛堀

津と連書と、ふと見よ、今上戸村柴宿と稱する地、ハもと島寄の  
 内より、流海小臨、本郡三面流海なる、其最南端故、小島寄の名に  
 り、ハ八代の地、と考ふる、其徴を得、支聊録して考ふ備ふ

香澄郷 今富田村永山村等の地是之風土記云、郡南二十里香澄里、

古傳大足日子天皇、景行登坐下總印波鳥見丘、留連遙望顧東、而勅侍

臣曰、海即青波浩汗、陸是丹霞空濛、國在其中、朕目所見者、由是謂之

霞郷、東山有社、杜誤、榎、楸、椿、椎、竹、箭、麥、門、冬、往往多生、此里以西、海中北

洲謂新治洲、所以然稱者、立於洲上、北面遙望新治國、小筑波之岳、所

見因名也、清宮秀堅曰、今印幡郡菟原村鎮守鳥見明神祠、有處印

幡湖中、小斗出、常陸の方を眺望する、小一點の障翳  
 なく、景勝の地、是鳥見丘なる事必あり、按風土記の定例、郷  
 と里と書とり、當麻の二所、郷と書なきも、今此條を郷里



互稱同義小用い 今富田村小霞城と云ふ古墟霞稻荷と云ふ祠  
何れは皆郷名の遺なり東山を富田の東岡隴連続して永山村小  
至る依云ふ新治洲を今麻生小屬とも天王寺 牛頭天王の  
小祠あり と稱す  
る地を多く富田の方より望むときを流海中小斗出せり其地  
より西北望をれを筑波岳の秀色餐をく北面とい大氏の方位  
ふて其實を西北をまとも弘安勘文嘉元田文小此郷を木田見郷  
と稱すとも北望の勝阿よりや名つけもん筑波の背は真壁郡  
ふ社いこなきよまは真壁郡筑波とも云ふへきを新治ふけと  
るは是亦真壁の新治を割たる証小くは以て真壁を置さるし

時小新治洲の稱ありしをふ 按香取應安海夫注文小富田津  
りめお知行分とある龜岡ハ

其人詳ならず鹿島康永田牧注文税所  
應永切手員數とも小木田見郷あり

荒原郷 今芹澤捨木若海等の地是く芹澤東邊の原野今も荒原野  
の稱あり風土記云更廻車駕幸現原之丘 此間六十二字郡  
名の下ふ出たり 其岡高

敞名之現原倭武命 按一本此三字なりなきも亦通古風土記前後  
天皇と何る小此處の之命と稱ゆを疑ふ

降自此岡至大益河乘機舟上時折棹梶因名其河稱無梶河此則  
茨城行方二郡之堺鯉鮒之類不可悉記自無梶河達于部陸 一作有  
部陸

鴨飛度天皇躬射鴨迅應弦而墮仍名其地謂之鴨野土壤塔埆草木  
不生野北櫟柴雞頭樹斗之木往往森森自成山林即有榭池此高向



大夫之時所築池也。北有香取神子社、社側山野、土壤腴衍、草木密生、

この現原即荒原なり、高敞ふく著見の義なりと、荒原に轉と

し、按今芹澤村舊族芹澤氏宅地、小日の岡と云ふ高き岡あり、臨眺、小丘、是古の現原丘なるべしと云ふ。大益、後

の大谷より、風土記の頃、二郡の界なりし、和名鈔、小茨城、小

入、文祿以後、風土記の舊、小復せ、按部陸地詳ならず、或云部陸を信太の古名、幡垂の誤、大

益川より舟りて、信太、小赴き給はんとして、中流、楫を折、故、小陸

路、小就きたるを云ふ、無梶河、大枝津、ありの、名、多、以て、二

郡の界と云ふ、今、おの、對岸、八木村、小梶、葉、寄、あり、無梶の、名

殘、以下、陸路、信太、赴、く、路程、より、古茨城、南邊、大津、より、の、事

鴨野、今、新治郡、加茂村、是、小梶、池、今、鷺沼、と云ふ、是、なる、一、

無梶河、小鯉、鮒の、多、と云ふ、今、王里の、名、産、と云ふ、此、説、甚、巧、な

ま、とも、他郡の、地、の、故事、或、此、條、小、纏、舉、を、る、を、思、束、を、る、を、後、ひ

り、と、一、又、或、云、今、玉造村、鴨、と云ふ、地、なり、是、鴨野の、遺、又、芹澤の

隣地、蔵と云ふ、所、小舟の、池、として、舊地、あり、樹、ハ、樹の、誤、と、升、池、是

なり、と、一、と、原文、斗、之、木、詳、を、り、即、字、小、因、を、斗、ハ、樹の、誤、と、

栗樹、何、り、て、栗池、と稱、する、の、例、を、ら、ん、り、さ、と、部、陸、の、地、詳、を、り、を、以、て、其、餘、亦、推、究、を、係、小、由、な、今、檢、木、若、海

共、小香取神と鎮守と、と、係、ハ、其、一、何、を、り、此、神子社、を、ら、ん、弘安

勘文、嘉元、田文、並、小荒原郷、あり、按二書、又、若舍人郷、あり、ハ、荒原を、割、て、置、た、る、地、なり、一、若舍人ハ、

今、土人、ま、う、け、と、呼、ぶ、と、

道田郷、今、小牧村の、地、是、なり、と、一、風土記、云、其、南、藝、名、田里、息、長、足

日賣皇后神、后、之、時、此、地、人、名、曰、古都比古、三度、遣、於、韓、國、重、其、功、勞、賜

田、因、名、又、有、波都武之野、倭武、天皇、停、宿、此、野、修、理、弓、弭、因、名、也、野、北

海邊、在、香島、神子之、社、土塔、櫛、柞、叫、一、二、所、生、按、叫、字、詳、な、ら、ぬ、中山、信、名、曰



是田里ハ即道田なり其故ハ道臣命丹波と討平せし功より丹波

道主の稱と賜ハり類ふして三度より遠國小使せる道路の功

より賜ひたる功田なるを道田と云ふ按鹿島郡濱里と同一く其初ハ田里なり後

地名二字の制より故事小因て道田となす今々絶て其名を失へとも藝都の南大生

相鹿の北より一郷を置へるハ小牧小過たる地なり且村中鉾明

神ハ古く鹿島の攝社なるハ是即神子社なり按鹿島大宮司藏乾元中小高

泰幹牒状ハ此地嘉保康和間學士知顯鹿島宮小寄附して神牛神

馬の牧たりし事を載す今小牧をうまさしと唱ふハ訓ハ神牧を

兼たるなりさらハ其祠南の原野ハ波都武之野なる事も亦知る下

按弘安勘文嘉元田文並小小牧郷を載たり

行方郷 今行方村是ハ弘安勘文嘉元田文税所切手員數等大行方

郷と稱按中世其本郡本郷ハ大字を加ふる俗習あり多珂郡多珂郷と大高故茨城郡茨城郷と大茨と云ふ皆同例ハ

此村何の頃より姑く八甲村と云ふ慶長圖帳猶其名なり按下河邊

系圖左馬助忠卿ヤカウ小居るとあり後舊小復より風土記云郡家南

門有一大槻其北枝自垂觸地還聳空中其地昔有水之澤今遇霖雨

廳庭濕潦郡側居邑橘樹生之按出雲風土記楯縫郡楯縫郷即屬郡家の例より郡家より郷の事をも

兼あり是郡家のさほなり其地卑濕少何よりと見えあり按行方ハ

家あり地なり土人云今歌々寄と云ふ島と云ふ是る郡家の趾を

るハ大槻ハ今ハ柑橘の類村中植る者もありと殊小地小匠

又云郡東社此號縣祇社中寒泉謂之大井縁郡男女會集



汲飲、以ま縣祇ハ國神と云ふ岡阜の極りたる松林の中、小祠あり  
歌々等、大井を土人たもゐると云ふ國神なり程近き大北と稱ふ  
る畠の側より根堀と云ふ水田の上、山あたり四五十年前ハ清泉  
出た社とも今ハ水涸竭て砂石の集りたる様の殘まりと云ふ  
按社中寒泉の湧き大樹森蔚の地あり、今田畠小墾開し、  
社ハ清泉の竭しも其理ハ弘安勘文嘉元田文小藤井郷船子郷と  
て擧たり其先本又云郡西津濟所謂行方之海、生海松及燒鹽之  
郷を割しと見ゆ 藻凡在海雜魚不可勝載、但如鯨鯢未曾見聞、こま又流海當時の様

曾禰郷 今手賀村の内曾根と云ふ地、即是之風土記云從此賀以

北曾禰村古有佐伯名曰疏禰毘古取名著村今置驛家此謂曾屋之

驛按村と稱するは、いづれ郷なるか、故に和名鈔小至てハ  
諸郷と共小並列し板來と次くるを二地とも小驛家を兼る  
以てなる、若驛家ハ為小載たりとせば弘仁三年以前小  
てハ石橋棚島等を弘仁已後、ハ雄薩田後、さきを驛  
家の為小、何らさるも知る、但餘ハ手賀の迫近、石村玉穗宮  
小一郷と立たり、何故なるや其疑なき事能ハ、

大八洲所馭天皇<sup>繼體</sup>之世、有人箭括氏麻多智點、自郡西谷之葦原、墾  
開新治田、此時夜刀神相率引率、悉盡到來、左右防障、令勿耕佃、  
原注 俗曰

謂蛇為夜刀神、其形蛇身頭角、率紀免難、時有見人者、破滅家門、子孫  
不繼、凡此郡側郊原、甚多住之、○按本文石村古事記伊波禮書紀盤  
余小作注、紀ハ巨誤、且時有見人者、率紀於是麻多智大起怒情、著  
免難、其句と上下小置易て見て能通、於是麻多智大起怒情、著  
被甲鎧之、自身執杖、打殺驅逐、乃至山口、標杭置塚堀、告夜刀神曰、自



此以上聽為神地自此以下須作人田自今以後吾為神祝永代敬祭  
 冀勿崇勿恨設社初祭者即還發耕田一十町餘麻多智子孫相承致  
 祭至今不絕其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇孝德之世壬生連麻  
 呂茨城國造初占其谷令築池堤時夜刀神昇集池邊之椎樹經時不去於  
 是麻呂舉聲大言令修此池要在活民何神誰祇不從風化即令役民  
 曰目見雜物魚虫之類無所憚懼隨盡打殺言了應時神蛇避隱所謂  
 其池今號椎井也池西椎株清泉所出取井名池即向鹿島陸之驛道  
 也按椎井今其地也失此條曾屋の次不叙て且驛道の事も不也  
ハ今手賀村岡阜屈曲の間なる池にて新治田ハ其下流なる手  
賀玉造二村の田を云ふも又自郡西谷とあるも據ハ今行方村  
と藤井船子二村との間なる笹池と稱を池ある水田の地を云

ふ小や此水田西北小延て井上村東谷と云ふ所より及へり笹池  
 ハ藤井村の方小ありて其上小笹池明神と云ふ祠あり中世下河  
 邊氏領地の頃ハ崇奉の神なり今ハ水田少許の寄附なりと  
 云ふ神祠ハ池西小ありて池西椎株とあるも能くはりさき  
 ハ神祠ハ夜刀神の傳と失ひなり煙田延元元年六月藤井  
 村讓狀の四至ハ限東船子郷堺限南入海限西井上郷限北下大道  
 とありて其頃まとも大道ハ村北小ありて今の村南入海の方往  
 還の路もはらうす驛道也と云ふも當より猶能考ふハ四至  
 ハ限字方位の 兵部式驛馬曾禰五疋とあり此地按式佗ハ皆二  
下小あり 榛谷の五疋なる弘仁二年小  
 板來驛廢して本驛とまを兼ハ  
 坂來郷 坂板誤今潮來村是按板來後板久小作る元祿十二年小  
潮來小改め訓ハ田の如く鹿島攝  
 社潮宮の訓小據と云ふ然まとも其潮宮ハ高倉下を祭るとある  
 ハ紀果有落劔立於庫底板の故事もて板宮ハ稱多へさに何の  
 故ありて潮宮と書 風土記云從此登往南十里板來村近臨海濱  
 ていここハ訓と



安置驛家此謂板來之驛其西榎木成林飛鳥淨見原天皇天之世遣

麻績王居處之按天武紀四年四月三位麻績王有罪流于因幡

後乃らん本郷ハ其遺迹等所傳を其海燒鹽藻海松白貝按和名鈔

白貝唐韵蛤辨色立成於保本朝式用白螺蛤多生古老曰斯貴滿垣

宮大八洲所馭天皇崇神之世為平東夷之荒賊遣建借間命原注即此

初引率軍士行畧凶猾頓宿安婆之島按今河内郡安波村古信太郡乘濱の屬村先此地小到

有天人之烟者來覆我上若有荒賊之烟者去靡海中時烟射海而流

之爰自知有凶賊即命徒衆禱食而渡於是有國栖名曰夜尺斯夜筑

斯二人自為首帥掘穴造堡常所居住覘伺官軍伏衛拒抗建借間命

縱兵驅逐賊盡遁還閉堡固禁俄而建借間命大起權議校閱敢死之

士伏隱山阿造備滅賊之器嚴飭海渚連船編棹飛雲蓋張虹旌天之

鳥琴天之鳥笛隨波逐潮嶋杵唱曲按鳥琴鳥笛詳ならず嶋恐鳴誤杵盾一本杵島小作萬葉仙

七夜遊樂歌舞于時賊黨聞盛音樂舉房男女悉盡出來傾濱歡咲建

借間命令騎士閉堡自後襲擊盡囚種屬一時焚滅此時痛殺所言今

謂伊多久之鄉臨斬所言今謂布都奈之村安殺所言今謂安伐之里

吉殺所言今謂吉前之邑按節靈の義して斬聲より斬を布都奈と云ふ安殺ハ何と訓きて安伐とハなき

常陸志

行方

十三



板来南海有洲可三四里許春時香島行方二郡之男女盡来拾津

白貝雜味之貝物矣こま板来の故事名義之按布都奈ハ古高村是

ふろくこまふつたりと呼ふ其音近按香取應安海夫注文小志ま

たの津同人知行いたくの傳まきさの知行分と連書とさきの津島寄知行方ふなる

り此ふなる今其地を恐ふつたを誤るや其地岡

陵起伏あり今小茂林多け社を賊の巢窟も此地をふ安伐

ハ古高の内安波臺と云ふ所なり吉前ハ延方村の内江寄あり香

取應安海夫注文小水原津江寄津延方津此注文數通あり是ハ

ある所是延方古高ハ犬牙の地小板来村と稱する曾禰と同

例より此時驛家なり和名鈔小至マケハ郷小昇とたり後

紀弘仁六年二月廢常陸國板来驛按鹿島往還の一篇なこ何る後

を郷をも廢さや何如なるん按弘安勘文嘉元田文鹿島康永

種共小延方郷ありて本郷々香取貞治五年海夫注文信方田收注文稅所應永切手員數四

津板来津と連書なれとも此頃ハ延方小屬となふ南海

有洲を慶長の初租入の地とありて下總香取郡小隸と十六島

と云ふ地の内なる一

餘戸里 其地詳ならず按出雲風土記意宇郡餘戸里條云依神龜四

制なり本國風土記小餘戸なきは是神龜以前の書なる証之本郡

の餘戸ハ井上高家等の郷を増する時小置たるなる其地を

北偏小幡村の内雨見と云ふ所其遺ならん烟田文書弘長二年

とも小幡郷内雨見とありて其名古くより見元且雨見の音阿

麻閉小近けまをなや



右十六郷及餘戸内今當麻の一郷鹿島郡と云々立花の一郷茨城郡より本郡小入る其餘古今變遷なり

式外贈位神祠

國都神 今行方村國神を多し風土記小郡東國社此號縣祇とあり

詳上小見ゆ三代實録貞觀十六年五月十一日戊戌授正六位上國都

神從五位下按神階ハ明應小正三位なり

庄海

成田庄 今成田村本郷なり弘安勘文嘉元田文小其目を載さるる

所謂不經公驗庄と見えたり正中二年二月最勝光院散狀云常陸

國成田庄領家持明院左兵衛督保藤本年貢國絹百匹綾被物二重内七月御八講壹重八月

御忌 閏月兵士三人近年以色代五貫文進濟之減濟之年紀不存知之近年代錢絹代六貫文

二月被物代一貫四百文外無濟按持明院領を寺一寄を叔惣寺領と毎月小配當りて此庄の所課を

絹被物の外小閏月何の時ハ兵士三人出たり其代りて五貫文を出るを色代と云ふなり 香取應安海

夫注文小鳴田津武田知行と何る鳴田々此地より其頃武田氏

地頭なり按今小野友申引半原高田等の地成田庄なりと云ふ

奈左可能海 萬葉集東常陸國歌云比多知奈流奈左可能宇美乃多

麻毛許曾比氣波多延須禮阿村可多延世武仙覺鈔云常陸國二十

サカノ海ト云ハイツクニ有ゾト年頃アマタ人ニ尋ヌレドモス



ベテ知タル人ナシ、名ヲダニモ聞カズト申スサレバカ及バヌニ  
 ヨリテ、コレヲ按スルニ常陸ノ鹿島ノ寄ト下總ノ海上トノアイ  
 ヨリ、遠ク入タル海アリ、末ハフタ流レナリ風土記ニハコレヲ流  
 海トカケリ今人ハウチノ海トナン申ス、按太平記も亦あらいふ其海ヒト流  
 レハ、北鹿島郡ト、南行方郡トノナカニ入レリ、ヒト流レハ、北行方  
 郡ト、南下總國ノ堺ヲヘテ信太郡茨城郡マデニイレリ、然ルニ彼  
 ノ海塩ノミツル時ニハ波コトニサカ上ル然レハ波ノ逆ノホル  
 義ニヨリテ、ナサカノ海ト云ベキナリケリ、彼フタ流レノ海玉藻  
 多ク生ナビケリ、是仙覺ヲ考ヘヨリ再ハ此海の名ハ顯ミたり當

時幸小波逆の様ありを目撃せし故小其考を得たりなるべし  
 風土記の頃た小巳に三四里の洲ありし海をまゝ今ハ大りた村  
 落又ハ水田とふり潮来と延方との水田の間纔小沼の如き一所  
 を指テ專波逆浦と云ふ桑滄の變感歎を垂し

常陸國郡郷考卷八終



常陸國郡郷考卷九

鹿島郡

水戸

宮本元球仲笏著

風土記云、古老曰、難波長柄豊前大朝馭宇天皇孝德之世、己酉年、大化五年大

乙上、中臣子大乙下、中臣部免子等、按續紀天平十八年三月、鹿島郡中臣部廿烟、占烟五烟、賜中臣鹿

島連請惣領高向大夫、割下總國海上國造部内、輕野以南一里、那賀國

造部内、寒田以北五里、別置神郡、其處所有天之大神社、坂戸社、沼尾社、

合三處、惣稱香島之大神、因名郡焉、原注、風俗説曰、霰零鹿島之國。按

坂東の惣領之海上國造ハ國造本紀下海上國造なり輕野寒田ハ下  
不出たり坂戸ハ天免屋根沼尾ハ經津主の神を祭り云ふ不審之  
さまと今も大神社と此二社とを合して鹿島三社と云ふ其在所ハ  
下山あり一里五里ハ里程ハ所を後の郷を云ふ神郡の目延喜式



諸國の筑波郡不出り猶三宅郷も何れ郡名ハ  
神號小墟とるも其神號の初ハ地名と稱せしなり  
國造の制

を令し時中臣氏國造と見ゆ郡領の世小改まると天平勝寶中大

領中臣千徳あまを郡司官司を代代同姓なる事類聚三代格小載た

り按後吉田清幹子鹿島六郎成幹地頭として其子三郎政幹源右  
大将家より鹿島社惣追捕使と命をまき子孫天正の末ま盤踞

をりハ其始郡司職と  
も兼攝とすなり

四至 風土記云東大海南下總常陸堺安是湖西流海北那賀香島堺

阿多可奈湖 按安是ハ淺瀬の義よて今銚子口と云ふ所其常陸原

ひたるを阿多可奈ハ寒田小對つて其水のぬるを云  
ふり或云可奈ハ湖とて神山彦の枯山彦なる小同沼水の淺き  
故小云と云ふなり今沼沼と稱せりとされ此湖と將門記  
する蒜間江と何れも考合を湖字萬葉居名之湖ハ濱明石之

湖ハ湊と訓とるも濱と訓とる萬葉集  
小ミナトと訓とる處を殊小多く見えたり

和名鈔郷十八

白鳥郷 今中居村札村等の地之風土記云郡北三十里白鳥里古老

曰伊久米天皇垂仁之世有白鳥自天飛來化為童女夕上朝下摘石造

池為其築堤徒積日月築之壞不得作成童女等唱曰志漏止利乃芳  
我都彌乎

都都牟止母安良布麻目 斯呂唱歌昇天不復降來由是其所號白鳥

郷按今中居村白鳥山照明院有り是郷名の遺之藤寄家譜小白鳥  
郷小居り地名改氏とるを載は是ハ札村と云ふ香取應女

海夫注文小志寄武家村以下在之と云ふ此頃高家郷廢と  
文白鳥郷下小志寄武家村以下在之と云ふ此頃高家郷廢と  
之本文斯呂ハ歌の關文と 今江川 按烟田文書井河小作  
錯て大書とすなり 石津 今



幡木村 等の土人其郷中なま〜といふ

下鳥郷 詳ならぬ其次を推とハ白鳥を割く下方小置も郷なる

鹿島郷 按山城相樂郡大狛下狛出雲能義郡楯縫口縫丹波郡周

鹿島郷 神宮の地之風土記云、神社の事ハ後小出と神社周匝ト氏居所按占部上

小出 地體高敞東西臨海峰谷犬牙邑里交錯山野草木自屏内庭之

藩籬潤潤誤流涯泉涌朝夕之汲流嶺頭構舎松竹衛於垣外谿腰掘

井薜蘿蔭於壁上春經其村者百艸花秋過其路者千樹錦葉可謂

神仙幽居之境異化誕之地佳麗之豊不可委記其社南郡家こま

地の形勝と叙たり按社南郡家とハ今新坂と云ふ大路より東南

少鹿島氏故墟吉岡城ハ郡家の地ハあり夫後戦國ハ築ミ一處

郡を南北二条小分つ大官司應永頃の記録小神戸原の南北と二

條の界と云り勘文と合は其後南条を二分して御手洗川以南を

官本郷川以北と中村郷と云ハ神戸以

北とハ總て白鳥郷と稱せし事も有り

高家郷 今武井村是按下野都賀郡高家郷弘安勘文武家小作り

上小出を按行方郡高家も 其時巴小郷ハ廢せり

三宅郷 詳ならぬ按三宅ハ垂仁紀廿七年興屯倉于米田邑屯倉此

御田不成まら稲穀を収蔵の所ハ延喜式伊勢安房下總出雲紀

伊筑前六國ハ本國鹿島と共ハ神郡の稱ありて太神官儀式帳小

度會多氣飯野の三神郡より出せる神税と蓄儲も所と屯倉と



鹿島の神税と儲し所をていありて神郡として闔郡神税小供  
たる小をりたる様儀式帳不見えたり或云今三田村其地なる  
一三宅音讀より竟不訛るなり萬葉鹿島郡野橋別大伴  
御歌あり大伴御檢税使より下總三宅小赴も事歌不述たれり  
神宮より南なる此三田の地小事なりて鹿島郷より直小舟  
小ハ乗給はる此地を經る輕野より下總小渡らるるとさ色と  
三田も寒田と稱し稱する地名と覺て其説  
後ひりて猶能考えて其詳を得る我待りの

宮寄郷 今宮寄村是く東小宮田郷ありて酒沼小臨りも故の名な

ろくし 按鹿島政幹子官寄三郎家幹地頭の地

宮田郷 今磯大貫等の地是く元禄頃までハ郷名と傳ふ年山紀聞

小見えり 按尊卑分脈小藤原巨勢磨子右兵衛弓主長子後五位下内蔵助官田母常陸鹿島人二子無官助川母常陸

又慈人この二人皆母の郷里を以て名 文徳實録の大洗磯前ハ此つく宮田り履歴ハ三代實録より

郷中をり弘安勘文北條宮田郷五十六町九段小同十八丁一段六

十歩 古河と見ゆ 按古河詳ならぬ又按萬葉に岩城山直越來益磯前小奴美乃濱爾吾立將待畧解小磯前と常陸と

此此地よりやと思ひし観迹聞老志菊田郡小和泉式部駒ならむ岩城の山残ふりてく人もみぬこの濱ふるも松人と云ふを引て今久濱なりと載たり式部歌を全く萬葉小本つちるなきと原書偶其出處漏たり

中村郷 今中村是く本郡南北の中央なる故小名つく 中世南北條の界と云

弘安勘文南條中村内友安名同宿内友久名同宿内永江 今永井と云ふ田野

邊小 同宿内林同宿内小佐 今山上内 同宿内保立 今孫田村 同宿内

山上同宿内片野 今詳ならぬ或云地勢小 同宿内安宗名 按名ハ其

詳ならぬ宿ハ東鑑小驛程停宿の地と云ふ勘文本郡の地小多く宿と稱するハ郷と云ふ如一本郡小名多きハ鹿島神官の名田



なる皆古郷中なる按本郷ハ鹿島族中村平次兵衛重頼地頭として子孫天正中不至る

松浦郷 今高原より南粟生五村と云ふ所の地のなる一風

土記云郡東二三里高松濱大海濱邊流著砂貝積成高丘松林自生

椎柴交雜既如山野東西松下出泉可八九歩清淳太好本郷の

形勢と叙より松下清泉ハ今末より川と云ふ状流となりて海小

歸をれ按本郡初那賀郡不隸を寒田以北ハ皆岡阜高原よりて喬木多し故不高松の名有り海上郡より入

たる所を地勢平遠ふして所鹵の地なれハ松を生むるも矮小ふ

て年を経る不從いて偃蓋をなると其矮松多とを以て若松濱と

中島郷 今奥谷溝口の二村其地名と遺より島刻本鳥不作里シマと假名とり今古本不

後い訂正按溝口村寛永圖帳中ツ風土記濱里小既之萬輕野二

里所有田少潤之と所の之萬ハ即本郷と云ふ按奥谷溝口等の地ハ流海と大海小程

ある所なる故小地名二字の制ふなり時小弘安勘文南條下宿

内島前香取應安海夫注文嶋寄津鹿島知行分と何る々同地とて二書

の次第と推す本郷の端流海とく差出たる所小島寄の名ある

一なる一これと今ハ其地名と失え按其近地小柴寄村あり是も海夫注文小と

きの津柴寄知行分と見えとまハ其頃已不此村も何れと

輕野郷 今神の池より南波寄小至る此郷按其地長數里小

鹵して地小草木なき處多し故不古一里を置けるのささ此池輕野ハ枯野の義なき一神の池を風土記寒田なきとも



野の北界を多岐以て輕野池と呼びたるを後神の池と訛り  
見ゆ萬葉集荊野橋の荊野も輕野とて此地ハ風土記にも云ふ如  
く少潤の地なれハ橋ある處至て之ハ思ふ小此橋ハ神の池ハ古  
神の池の下流ハ架とハ橋ならん今其處を失ふ

寒田池下て下總との界風土記前後風土記云輕野以東大海濱

邊流著大船長一十五丈濶一丈餘朽摧埋砂今猶遺之原注謂淡海

國今陸奥國石城船造作以南童子女松原古有年少童子原注俗曰

且下文稱の上童の字阿是乃古麻稱那賀寒田之郎子女號海上安是

之孃子並形容端正光華鄉里相聞名聲同存望念自愛心熾經月累

日耀歌之會原注俗曰宇太我邂逅相遇于時郎子歌曰伊夜是留乃

都爾由布志互互和乎布利孃子報歌曰宇志保爾波多多年止伊閉

弥由母阿是古志麻波母止奈西乃古何夜蘇志麻加

久理和乎弥便欲相晤恐人知之避自遊場按武烈紀立歌場衆原注  
左婆志理之歌場此云宇多我岐釋紀

云歌場者男女集會詠和歌契交接之所也携手促膝陳懷吐憤既釋故戀之積疹還起新

歡之頻咲于時玉露杪候金風風節皎皎桂月照處唳鶴之西洲颯颯

松颯吟處度雁之東路山窈冥兮巖泉驚夜蕭條兮烟霜新近山自覽

黃葉散林之色遥海唯聽蒼波激磧之聲茲宵于茲樂莫之樂偏耽語

之甘味頓忘夜之將闌俄而鷄鳴狗吠天曉日明爰童子等不知所為

遂愧人見化成松樹郎子謂奈美松孃子稱古津松自古著名至今不

改これ大船二松ハ本郷の故事按風土記の時ハ大船二松とも

ちら今東下村の内手子后社とて鹿島の小現在と一之今ハ並小其所を

攝社あり安是之孃子を祭まも祠小似たり又云自此高松以南至



輕野里若松濱之間可卅餘里此皆松山產伏苓伏神每年掘之其若

松浦即常陸下總二國之堺安是湖之所有沙鐵造劍大利然為香島

之神山不得輒入伐松穿鐵也按地皆培塿山稱多程なる

錢ハ鹿島海濱在處皆こまを出又云慶雲元年國司采女朝臣卜率

鍛冶佐備大麻呂等採若松濱之鐵以造劍之按神山なる故小是又

若松濱の故事若松濱の名ハ上小解あり

德宿郷 今德宿村是之弘安勘文北條德宿郷神谷戸按今烟田文書

天福二年文曆二年以下數通小德宿郷内烟田富田生江澤と何

按富田ハ郷中の地論ナリ烟田ハ伊島の屬ウ生江澤ハ茨城郡小

地まとも徳宿郷と稱とハ本郷ハ鹿島成幹嫡子徳宿太郎親幹地頭の地也

幡麻郷 今高濱村是其遺之風土記云郡南廿里濱里以東松山之中

有二大沼謂寒田可四五里鯉鮒住之沼水流漑之萬輕野二里所有

田少潤之こま寒田ハ今の神の池小テ高濱よりハ東少何リ弘安

勘文高濱七丁六段六十歩平濱三十丁七段とあるハ地の高低下

テ郷中を二分と見え程按寒田ハ今三田村なりと云ふ説

あまとも其昔二國の界たり池こま思ハ且風土記郡南廿

里と云ハ濱里以東と何リ皆あたらしきハ寒田ハ今の神の池なる事疑ハ三田の寒田ハ似たるハ偶然ハや又ハ其名を移シ稱ト後三田ハ改メリ

大屋郷 今夏海村松川と田寄村との間大谷と云ふ所何リ大屋と



同訓なり是郷名の遺るふ一其地より出て田寄の東と經太田村の西より酒沼入る小流と大谷川と稱る

諸尾郷 諸瀦誤按尚書左傳共小豬瀦通用以和名鈔筑後三猪郡下總豊田郡飯猪の類此古義なりさまハ本郷も猪の

誤なり今沼尾村是之此地流海一支東より入其末沼より周廻

廿町許東の岡沼尾社あり地名ハ此沼より起る按古ハ社ありたり皆人家なり

田を逐て流海の上小遷り舊地ハ岡沼尾と呼ひく民居なり風土

記云其社神宮南郡家句北沼尾池古老曰神世自天流來水沼所生蓮

根味氣大異甘美絶他所之有病者食此沼蓮早差驗之鯉鮒多住前

郡所置多時橋其實味之按夫木集右大辨藤原光俊康元元年鹿島郡の宮小詣る歌の詞書小宮をくまより沼

尾社へ詣るも小社邊小沼尾池あり其子はいささよく覺えく風土記小神代の時空より水降ると蓮の生たるとを服をるものハ不老不死なりと聞ゆと此頃を古事に成まりとあるハ臆記の誤もあまると其時已小蓮ハ生をより一前郡所置とハ風土記より前小此地小郡家按今山上村小沼尾彌十郎と云ふ

館趾と云ふ所あり沼尾社よりハ西七八町坂戸社よりハ又稍南二三町もある一其墟形勝より古郡家の趾小沼尾氏の據と

るなり一其處より下り坂と大門坂と云ふ坂戸の地名も此坂

りを負ひたる坂戸社ハ沼尾小さ一入る所流海の南涯小臨む

今ハ皆水田と云ふ沙彌本光蓋沼尾氏應安五年讓狀小鹿島大宮司所蔵沼尾宿

内田野邊笠貫今田谷村の後沼谷沼尾田谷二村の大坂戸今田谷

東濱今赤石清水等の海濱并野今高天原西北及大宮棧敷一間地頭職事と

ある地名ハ郷中なる一鹿島大禰互應永卅一年寄進狀小も沼



尾郷尾郷 按此郷ハ林頼幹長子沼尾平太重幹地頭たり本光弥十郎等ハ皆其子孫なり

新居郷

詳なら

按和名鈔諸國小同名の郷多くして其訓何なるハ比井又ル比乃井云云鎌倉の荒井舊ハ新居

こと果して然らハ本郡高家の東海濱小荒井村なり是本郷なり或云鉾田村の西當麻村の北新里村なり是新居を名と因て考ふるに畑田文書延文二年畑田河内守幹連讓状小安房郷新里村あり安房ハ徳宿親幹安房權守と稱をまを徳宿の郷地とも併吞す其威權より地を安房と名つけたるよりやと思ハ其屬村新里ハ古郷の地は仍らも胤信筆記天正十二年八月七日武田よりはつさと働と云ふ事も見えたり

伊島郷

今飯島村是

按新治郡井田郷今茨城郡飯田村なりと同其北隣汲上村小飯島山大悲寺なり其

地も郷中なり且飯野文書建武四年長倉義綱汲上を發して陸奥小赴く伊賀盛光往てこま小會を多伐見社ハ其頃ハ驛とも兼たるに似たり

上島郷

詳なら

按下島の例みく伊島を割て西北の方小置たる郷なりと古書傳説とも小此郷の名

と見聞  
を次

風土記云以南所有平原謂角折濱謂古有大蛇欲通東海掘濱作穴蛇

角折落因名之或曰倭武天皇停宿此濱奉羞御膳時都無水即拔執

鹿角掘地為其角折所以名之原云以下畧之○按角折濱ハ荒野村

白鳥の次小叙をり其地よりハ東小阿たり以南と云ふ一より

を何處より以南と指さるや知る一より又何郷小隸を一とも臆度難一因て諸郷の末に附載をり

右十八郷古今變遷たきもの多ならん文祿以後々行方郡當麻郷と増

益々今の鹿島郡を季



神名帳鹿島郡二座並大

鹿島神宮名神大月次新嘗 鹿島鄉小石ノ風土記云清濁得子天地草昧以

前諸祖天神原注俗曰謂賀味留彌賀味留岐 會集八百萬神於高天之原時諸祖神

告曰今我御孫命光宅豐葦原水穗之國自高天原降來大神名稱香

島天之大神天則號曰香島之宮地則名豐香島之宮原注俗曰豐葦原水穗國所依

檉奉上始留爾又石根木立草乃片葉辭語之畫者狹蠅音聲夜者火光明國此乎事向平定大神從上天降供奉之○色川三申曰上始止

詔誤上 其後初國所知美麻貴天皇崇神 之世奉幣大刀十口鉾二枚鐵

弓二張鐵箭二具許呂四口按胡篠音 枚鐵一連按朴鐵誤 練鐵一連馬一疋鞍

一具八咫鏡二面五色繩一連原注俗曰美麻貴天皇之世大坂山乃頂爾白細乃大御服坐而白梓御杖取

坐識賜命者我前乎治奉者汝聞勝行看食國平大國小國事依給等識賜岐于時追集八十之伴緒舉此事而訪問於是大中臣神聞勝命答曰大八島國汝所知食國止事向賜之香島國坐天津大御神乃舉教戒事者天皇聞諸即恐驚奉納前件幣帛於神宮也○按尊卑分脉神聞勝命八天兒 神戶六十五原注本八戶難波天皇仁德之世如屋根命七世孫 奉九戶庚寅年持統朱鳥四年 編戶減二戶令定六十五戶 淡海大津朝天智 初遣使人造神之宮自爾以來修理不絕年別七月造舟而奉納津宮古老曰倭武天皇之世天之大神宣中臣臣狹山命今社御舟者□□□□臣狹山命答曰謹承大命無敢所辭天之大神昧爽復宣汝舟者置於海中舟主仍見在岡上又宣汝舟者置於岡上也舟主因求更在海中如此之事已非二三爰則懼惶新令造舟三隻各長二丈餘初獻之按是御舟祭の緣故北條時鄰曰津宮



津東西社ともいひく大船津小近き下生村の入口山あり吳竹  
集より以るこいろの山とよめる所之東西とハ香取社の津宮小  
對より云ふ之臣狹山命ハ姓氏録巨狹山命荒木田系圖大狹山命  
小作尊卑分脉鹿島大宮司系圖並臣狹山命小作此人續紀意  
美佐夜麻と云ふハ巨大  
又年別四月十日設祭勸酒ト氏種屬男女

集會積日累夜飲食歌舞其唱曰

安良佐賀乃賀味能彌佐氣乎  
多義止伊比祁婆賀母與和我惠比

爾祈 以上皆神宮の故事之

按四月十日の祭今も行ふ  
されと積日小ハ至らざる 續紀寶龜八

年七月乙丑叙鹿島神正三位續後紀承和三年五月丁未奉授從二  
位勲一等建御賀豆智命正二位六年十月丁丑奉授建御賀豆智命  
從一位文德實錄嘉祥三年九月乙亥朔奉叙建御賀豆智命正一位

餘ハ鹿島長  
曆小あり

大洗磯前藥師菩薩神社 名神大

今磯濱村大洗小あり文德實錄云齊

衡三年十二月戊戌常陸國上言鹿島郡大洗磯前有神新降初郡民

有煮海為鹽者夜半望海光耀屬天明日有兩怪石見在水次高尺許

體於神造非人間石鹽翁私異之去後一日又有廿餘小石在向石左

右似若侍坐彩光非常或形沙門唯無耳目時神憑人云我是大奈母

知少比古奈神也昔造此國訖去往東海今為濟民更亦來歸天安元

年八月辛未預官社十月己卯奉神號曰藥師菩薩名神 按神名帳頭

已貴酒列と少彦名とあるハ二所小分祭と云ふ小史小宮

社小なりたるも神號と授りも皆同年同日して殊更菩薩の稱  
も同一されハ分祭と事必より其菩薩と稱するハ形沙門と  
る小因てハ神階ハ仁壽元年以後の官社なれとも正六位上より



推算されハ明應十年までハ後二位小至まり

式外贈位神祠

於岐都説神 今息栖村息栖明神

按息古訓於木和名鈔駿河廬原郡息津訓於木都其風土記興津

沖津小も作る今此社ハ鹿島の攝社より頃の頃よりやいさむと唱え訛まり香取攝社小も同神有りて其文永中文書小於岐栖社一守と何里是息栖の於木栖を多と証をくさのこ小あらは亦於岐都説の息栖を多を知りて於岐都説ハおさつをく此地幡麻郷の内流海小臨免々の最なるを以てたさむと云ふ都ハ助語之祭神ハ住吉三神小同くと云ふ新和歌集笠間長門守藤原時朝鶴丘社十首歌小鹿島瀧おさすの森おさすさすふねを留てそ初音聞都るこまそ亦おさすとよ免るを見るべし 三代

實録、仁和元年三月十日乙丑授正六位上於岐都説神從五位下、按

後天慶三年よりの贈位と推とハ明應十年小正三位なる也 常陸國郡郷考卷九終



